



建築と社会

Architecture and Society

特集 第4回 片岡安賞
(日本建築協会論考コンクール)
募集テーマ：レガシーの新たな意味を問う

2021 06
vol.102 No.1191
日本建築協会

2021年度 定時総会

6月24日（木）に日本建築協会定時総会を開催します。

定時総会終了後に下記の定時総会記念ウェビナーを開催します。多数の視聴をお願いします。

なお、総会開催通知は5月中旬に各会員あて別途送付しております。

と き 2021年 6月24日（木）
15：00～15：50

ところ 「ザ・ガーデンオリエンタル・大阪」
大阪市都島区網島町10-35

最寄駅 JR東西線「大阪城北詰駅」3番出口より徒歩1分。京阪「京橋駅（片町口）」より徒歩7分。

議 案 ①2020年度事業報告（案）
②2020年度収支決算報告（案）
③2021年度事業計画（案）
④2021年度収支予算（案）
⑤役員改選（案）
⑥その他

※議案は6月8日の通常理事会終了後、協会のHPに掲載します。

※当日は軽装でご出席ください。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、変更が生じる場合もございます。その場合は当協会HPに掲載するとともに出席でご返事をいただいた方にはその旨ご連絡いたします。

またご出席の際には、新型コロナウイルス感染予防のため、以下の点にご協力いただきますようお願いいたします。

・マスクの着用 ・こまめな手洗い、手指の消毒 ・当日の体温確認 体調のすぐれない方は、ご出席をお控えください。

定時総会記念ウェビナー

山下正太郎氏講演会のご案内



■2021年 6月24日（木）
16：38～17：36（予定）

■参加費 無料

■申込み不要

下記のTeamsライブイベントの参加URLより視聴して下さい。

（当イベントはチャット等での質問は受け付けません）

講演会講師

山下正太郎（Shotaro Yamashita）
コクヨ ワークスタイル研究所所長

コクヨ株式会社に入社後、戦略的ワークスタイル実現のためのコンサルティング業務に従事。手がけた複数の企業が「日経ニューオフィス賞（経済産業大臣賞、クリエイティブオフィス賞など）」を受賞。2011年、グローバルでの働き方とオフィス環境のメディア『WORKSIGHT』を創刊。同年、未来の働き方を考える研究機関「WORKSIGHT LAB.（現ワークスタイル研究所）」を立上げる。2016～2017年、ロイヤル・カレッジ・オブ・アート ヘレン・ハムリン・センター・フォー・デザイン 客員研究員、2019年より、京都工芸繊維大学 特任准教授を兼任。2020年、グローバルでの働き方の動向を伝えるキュレーションニュースレター『MeThree』創刊。同年、黒鳥社とのメディアリサーチユニット『コクヨ野外学習センター』を発足。

タイトル：

「Future of Workの現在地」
リモートワークが定着したことで、これまで常識とされていた働き方やオフィスの在り方が大きく変化しようとしています。ベンチャーやスタートアップ企業では既にオフィスを縮小する動きも出ており、今後はコロナ禍により業績が低迷している企業を中心に、大手企業にもその動きは広がることが想定されます。アフターコロナに向けて、組織体制やオフィス勤務とリモートワークの割合をどうするかなどの検討がされており、企業ではオフィス戦略を模索する段階を迎えています。このような状況の中、今後私たちのワークスタイルはどのような方向に向かうのでしょうか。既に在宅のみならず、サテライトオフィスを活用したりリモートワークや、リゾート地で働きながら休暇をとるワーケーションなど、様々な選択肢が出てきています。日本の未来を予見させる海外事例紹介を中心に、これからのワークスタイルや今後オフィスに求められる機能、そのために必要となるオフィスのかたちなどについての考えをお話いたします。

■日本建築協会会長挨拶

16：30～16：38（予定）

■「片岡安賞」「青年技術者」受賞者発表

（講評と受賞者コメント）

17：40～18：40（予定）

※以上も下記の参加URLで無料配信いたします。奮ってご視聴ください。

問合せ 電 話 06-6946-6981

F A X 06-6946-6984

E-Mail soumu@aaj.or.jp

https://teams.microsoft.com/l/meetup-join/19%3ameeting_NDIjOWY4NzQtNWRIMi00Y2Q4LWJjMGYtMTcxYWE5ZTRmMTZj%40thread.v2/0?context=%7b%22Tid%22%3a%22f28157bf-4928-478c-a516-03bd4b27ce41%22%2c%22Oid%22%3a%22ca1cec33-e3f2-4354-95f3-0f8f5e2f9763%22%2c%22IsBroadcastMeeting%22%3atru%7d&btype=a&role=a



一般社団法人 日本建築協会
片岡安賞
(日本建築協会論考コンクール)
第5回 募集要項

日本建築協会は2017年に創立100周年を迎え、さらなる変革への取り組みを続けております。その一環として、いわゆる学術論文とは一線を画す「論考」コンクールをスタートさせ、今回で第5回を迎えます。第4回コンクールでは、海外からや建築以外の分野の方からも応募があり、これまでになく応募者層が広がりました。第5回も、チャレンジ精神あふれる論考を広く期待しています。

■募集テーマ：「変わらないもの・変わるもの」

古今東西の歴史を顧みれば、さまざまな要因が契機となって社会が変化してきたことがわかりますが、現代の社会も大きな変化の真っただ中にあります。たとえば、デジタルやAIなどに代表される技術の急速な発展は、社会に大きな変化をもたらしました。加えて、大規模災害、パンデミック、地球環境、少子高齢化、グローバル化、ジェンダー、格差といった多くのテーマは避けて通れず、今までの思考、行動、価値観、社会制度などが大きな変革を迫られています。

建築はこれまで社会の動きに対応すべく、その姿やあり方を変化させてきました。だが、変わらないこと／変わることの意味を十分に議論しないまま事を進めても、問題解決のゴールは遠のくばかりです。今、われわれが直面する多くの課題に立ち向かうために、建築はどう変わるべきか、どうあるべきかについて鋭く迫る論考を、建築内外の幅広い分野から募ります。

■審査委員会

審査委員長：高田光雄（京都美術工芸大学教授、京都大学名誉教授）
審査委員：倉方俊輔（大阪市立大学准教授）
弘本由香里（大阪ガス エネルギー・文化研究所特任研究員）

■審査方法

- ・全審査委員により一次審査を行う。
- ・一次審査により選出された論考を対象に、オンラインによる公開プレゼンテーションを開催する。その後最終審査を行い、「片岡安賞」を決定する。（「片岡安賞」は該当なしの場合もある）

■応募条件

- ・投稿料は無料とする。
- ・応募者の国籍、年齢、所属は問わない。
- ・応募論考は単著、共著を問わない。
- ・応募論考は未発表のものに限る。ただし、会誌『建築と社会』に掲載された記事の改稿による論考は可とする。
- ・使用言語は日本語に限る。
- ・質問は受け付けない。
- ・受賞者は本会会員になることとする。

■著作権・版権

- ・著作権は応募者に帰属する。
- ・ただし本会にかかわる出版・印刷においては、一般社団法人日本建築協会が自由に使用することができるものとする。

■執筆要領

- ・文字数は6,000字程度とする。
- ・必要事項を記入した応募用紙とともに担当窓口へメール送付もしくはA4サイズに印刷したものを郵送する。
なお、応募用紙は本会ホームページからダウンロードする。
- ・電子データにて提出する場合、文書作成ソフトWord（Microsoft社）もしくはそれに類するもので原稿を作成する。添付画像は解像度300dpi以上とし、合計10MB以上になる場合は分割して送信すること。

■スケジュール

2021年6月	募集要項公開
10月31日	応募締切（消印有効、電子投稿の場合23時50分）
11月～2022年1月初旬	一次審査
3月初中旬	オンラインによる公開プレゼンテーション ・最終審査
5月	受賞論考・著者名発表（『建築と社会』2022年5月号）
6月	論考本文を会誌『建築と社会』2022年6月号に掲載
6月	表彰式（一般社団法人日本建築協会定時総会）

※なお後日受賞論考に基づく講演会・討論会を開催することがある。

■発表と表彰

- ・受賞論考の論題と著者名を会誌『建築と社会』2022年5月号にて発表し、全文を6月号に掲載する。
- ・同6月の本会総会にて表彰し、受賞論考著者には賞状及び副賞を贈る。

■提出先

一般社団法人 日本建築協会
〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMM7F
電話 06-6946-6981 FAX 06-6946-6984
メールアドレス<hensyu2@aaj.or.jp>

主催：一般社団法人 日本建築協会 URL <http://www.aaj.or.jp>



「建築と社会」誌

特集一覧 ●1999～2020

大正6年3月に誕生した日本建築協会（当時・関西建築協会）の機関誌は、大正6年9月に「関西建築協会雑誌」と題して創刊された。大正8年に「日本建築協会雑誌」、さらに1年後には

「建築と社会」と改題し、今日に至っている。取り上げてきた特集テーマは下記のとおりで、バックナンバー購入希望は、日本建築協会事務局（TEL 06-6946-

6981、FAX 06-6946-6984）まで。販売価格は2019年9月号までは1,230円、2019年10月号からは1,254円（税込・送料別途）。

号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1999 vol.80	● “らしさ” のデザイン ● 建築を綾どる 小暮なみの仕掛人	● 大阪市都市 整備局	● 東海支部 会員作品 '99 北信濃一街並み 修景と地域文化 の再構築	● 都市の パブリック	● 関西建築界の流 れと東畑謙三の 足跡をたどる	● 大阪城天守閣 平成の大改修	● 改正建築基準法 一まちづくり・ すまいづくりへの 展開一	● 私の目でみた 環境問題	● アーバンイン テリアー都市 空間としての インテリア	● 木とともに ＊	● 私の空間作法	● 第46回 青年技術者
2000 vol.81	● 21世紀のデザイ ンの動向を見る ● 安井建築設計事務 所創業75周年＊	● 中国支部一しま み海道と中国地方 の街づくり一	● 東海支部 会員作品2000 越中・富山一地域文化 の底意と新たな 施設づくりの流れ	● こころを癒す 環境デザイン	● 測る一測定方法 と測定結果が 意味するもの一	● スケルトン& インフィル	● 改正建築 基準法 一パートII一	● 100年後への メッセージ ● 日建設計創業 100周年	● 来 世 紀 に 引き継ぐ一 わざ、もの、 こ ころ 一	● 時間 ＊	● 私の空間作法 一会員作品一 ● 21世紀の高齢 者の居住環境	● 第47回 青年技術者
2001 vol.82	● エヌ・ティ・ ティファリ ティーズ ＊	● 21世紀の建 築設計教育	● 東海支部 会員作品 ● 岐阜・大垣	● I T社会にお けるきずな	● 自然素材をめ ぐる「もの・ わざ・ひと」	● 成熟社会を ささえる まちづくり	● 現代の日本 の空間・文 化を探る	● 環境一近未来に 向けて今できること一 ● 大建設一作品特集 1996-2001一	● 建 築 の 力 都 市 の 力	● 緊張 ● 都市基盤整 備公団関西 支社	● 私の空間作法 一会員作品一	● 第48回 青年技術者 ● NHK大阪放送会館 ・大阪歴史博物館
2002 vol.83	● 国土交通省 近畿地方整 備局営繕部	● 再生・リサ イクル	● 東海支部 会員作品 ● 愛知・名古屋	● 生活環境の安全・安心 一パート2一	● 塗装の いろいろ	● 都市再生に向 けた建築基準 法集団規定の あり方	● いま、インテ リアデザインは ● 漆町リバープレ イス＊	● 建築をささえ るセンサー	● 建築とボラ ンティア	● 時を超えて～ サステナブル エンジニアリ ングの現在～	● 私の空間作法 一会員作品一	● 第49回 青年技術者 ● 大阪市中央 公会堂
2003 vol.84	● 東畑建築事務所 創立70周年	● 九州の地域づ くり・まちづ くり	● 東海支部 会員作品2003 愛知・名古屋一この 地の文化、芸術と建築・ 街づくりを考える一	● サスティナ ビリティ一次世代に 引き継ぐ都市・建築・ 暮らしのデザイン一	● 建 築 と 五 感	● 都市計画法及 び建築基準法 等の改正	● コンバージョ ン一インテリア から発信する まちなみ一	● 介護と建築・ 設備	● 建築とノスタ ルジー一建築の主 観的価値につ いて一	● 力と楽しくつ き合う方法	● 私の空間作法 一会員作品一	● 第50回青年 技術者十青年 技術者顕彰 50年
2004 vol.85	● 大阪市住宅局	● 都市緑化	● 東海支部 会員作品 ● 愛・地球博 ＊	● 省リスクな 「まち再生」	● リニューア ルの技	● 地域住民主体 のまちづくり と支援制度	● Product Design+1	● 銭湯～心地 よさを求めて ～	● 建築家とは 何か	● 巨大地震に そなえて	● 私の空間作法 一会員作品一	● 第51回 青年技術者
2005 vol.86	● 震災から 10年	● 「健やか」 ● 長崎医療 センター	● 東海支部 会員作品2005 ● 東海における施設づ くりへの新たな試み	● 建築の経済 化	● 住まい方の 変化	● 人工栽培	● 次世代に伝える 「木」の建築 ● 「建築と社会」 1000号記念	● 改正建築基 準法と景観 緑三法	● 火災から 守る	● 構造の過去 から未来へ	● 私の空間作法 一会員作品一 ＊	● 第52回 青年技術者
2006 vol.87	● 都市環境デ ザインと参 加のまちづ くり	● 「地方空港の 時代」～まち と共存する空 港づくり～	● 東海支部会 員作品2006 十東海支部 特集3部作	● 都市再生の 本質～光と 影のはざま で～	● 変容する家 族形態とあ たらしいラ イフスタイル	● 身近な省エネ ギー～エネル ギーをたくわえ、有 効利用する～	● 設計図が伝 えるもの	● 建築物の安全・安心	● 第53回 青年技術者	● 「セキュリ ティ」	● もしも… ～構造が未 来へつなぐ 夢～	● 私の空間作法 一会員作品一
2007 vol.88	● 光り輝く 京都の景観 まちづくり	● 学校新時代	● 東海支部会 員作品2007 十東海支部 特集3部作	● 創立90周年 記念一この 10年、これ からの10年	● あそび考	● こどわりの設 備と空間の 移り変わり	● 住まいの設 備と空間の 移り変わり	● 建築系雑誌 が伝えるも の	● 建築基準法 等大改正	● 第54回 青年技術者	● ガラスを 考える	● 楽しい構造 の世界
2008 vol.89	● 私の空間作法 一会員作品一	● PFI事業、 その後＊	● 東海支部会 員作品2008 十東海支部 特集3部作	● まちづくり 2011年宣言	● 新ホテル物 語	● 設備に役立 つ地震対策	● 中国地方を訪ね 歩いて見えるもの ● 小林聖心女 子学院	● 建築と景観	● 第55回 青年技術者	● 木造住宅を 巡って	● 建築において ROBOTが 活躍する日は 来るのか？	● 自然と戦う 構造
2009 vol.90	● 私の空間作法 一会員作品一 ● 京阪電車・中之島線・新 鋭が伸びる時代一	● 水の都 にぎ わいのある未 来に向けて	● 東海-TOKAI オムニバス	● 楽しい福祉	● 体 感 す る インテリア	● 建築空間が 求める空気 環境（空気 質）	● 建築と水	● 実用レベル で展開され る施工管理 のIT化	● 第56回 青年技術者	● 地域の歴史 資産を活か したまちづく り	● 第16回 会員作品特集 「私の空間作法」	● 構造家日記 ～頭の中を のぞいてみ たら～
2010 vol.91	● 創業110周年 記念特集 NIKKEN SEKKEI	● 建築とエコ 技術	● 東海支部復活 50周年記念号 東海-TOKAI オムニバス	● 食と建築・ 都市	● ホスピタリ ティのあるケ ア空間	● 太陽光発電	● 建築と石	● 再生・受け 継ぐ・繋がる ＊	● 第57回 青年技術者	● 建築ストック 社会の形成 への展望	● LED照明の活 用・将来を考 える～地球へ の思いやり～	● 東京スカイツ リー
2011 vol.92	● URBAN+近未来 のまちづくり ● BIMは設計 を変革する か？	● 東海支部復活 50周年記念号 東海-TOKAI オムニバス	● まちなかの サードプレイス	● 変遷する “身の置きど ころ”	● ECO～建築 設備が出来る ECO技術～	● 建築と土	● 鉄道駅に注 目する	● 第58回 青年技術者	● 火災に強い 建築を考える	● コンクリート という素材	● 構造教育と 社会	
2012 vol.93	● 自然災害に 立ち向かう 力を求めて	● 今、私が思 う「和」	● 東 海 支 部 特集	● 第18回 会 員作品「私の 空間作法」	● 中国市場に 挑む	● ZEB ネット・ゼロ エネルギー・ビルを 目指して一低炭素社会 の実現に向けて一	● 建築と窓	● 巨大地震に 備える	● 第59回 青年技術者	● 超高齢社会 に求められる 住まい	● 歴史的建造 物の保存活 用	● 身のまわり の 世 界 の 「構造」を探 る
2013 vol.94	● 東畑建築事務所 創立80周年 U-35のまなざし ● 脱成長の時代を 考える	● “らしくない” 空間 ● 小特集 中之島フェス ティバルタワー	● 東 海 支 部 特集	● 第19回 会 員作品「私の 空間作法」	● コミュニティ の“かたち”一人と 人とのつながり を再考する一	● 無駄から見 える節電	● 第60回 青年技術者	● グランフロ ント大阪	● 素材としての 建築	● 建築に携わ るものに求 められるこ と	● 木の街をつ くる	● 実験
2014 vol.95	● エリアマネ ジメントの 新展開に向 けて	● 融合する空 間～新た なる試み～	● 東海支部特集 ● 小特集 「ABENO REBORN」	● 第20回 会 員作品「私の 空間作法」	● オフィスビ ル設備の変 遷とこれから	● オフィスの これから	● 第61回 青年技術者	● 建築と時間	● 省エネ・低 炭素のこれ までとこれ から	● 大阪・上町台地・ あべのハルカス ● 複層・高度化す る建築とその 技術について	● でっかいもの はすこいぞ	● 安井建築設 計事務所 90周年
2015 vol.96	● フォー・オー ールの時代 に向けて	● 場をつくる プログラムの 挑戦～リナ ベーションの リアル	● 支 部 復 活 55周年記 念 東 海 支 部特集	● 第21回 会 員作品「私の 空間作法」	● あかり・文 化・創造	● これからの 学びのかた ち	● 第62回 青年技術者	● 建築の価値	● 空き家と向 き合う	● 職人がい なくなる!! オリンピック と10年後 に備えて	● 形態にあら われた構造	● 「図面」を変 える～BIMの 深化が誘う 建設プロ セスの变革～
2016 vol.97	● 都市の記憶 をたどって	● 非日常の棲 み処～寝泊 まりの進化	● 東 海 支 部 特集	● 第22回 会 員作品「私の 空間作法」	● 人の移動・ 物の移動・ 情報の移動	● 第63回 青年技術者	● おもてなし と建築	● UR都市機構 西日本支社・ 暮らし輝く先 駆けのまちづく り	● 人 口 減 少 社会のまち づくり	● 見えないもの を診る～新 技術による施 工管理・検査 システムへの 展開～	● 構造を支 える人と技 術のつなが り	● ボーダレス ～消失する 境界と拡張 する領域
2017 vol.98	● ニュータウ ンから学ぶ これからの 「計画」	● 第23回 会 員作品「私の 空間作法」	● 日本の「建 築と社会を 繋ぐ」プロ ジェクト100	● 東 海 支 部 特集	● 建築設備の 伝統と革新	● 第64回 青年技術者	● 100年前の建 築、100年後 の建築～意匠・ 空間の視点 から～	● 観光立国を 目指した宿 泊施設につ いて	● 100年前の建 築、100年後 の建築～施 工・材料の 視点から～	● 社会と繋がる ディテール	● 関西で木と 生きる	● 時間軸に挑 むクリエイ ター達～時 をデザイン すること
2018 vol.99	● 東畑建築事 務所創設85 周年 ● 温泉と暮らす	● 第24回 会 員作品「私の 空間作法」	● 東 海 支 部 特集	● 働き方と価値 ：社会に繋がる 多様なワーク スタイル	● スポーツイ ベントを支 える設備技 術	● 第65回 青年技術者	● 第1回片岡安 貴（日本建築 協会論考コン クール）発表 テーマ「建築と 社会一その関係 を問う」	● 安全安心な木 造建築物の利 用促進への取 組みと今後の 可能性	● 山と建築 一そこに山が あるから登 るのだ！一	● 最先端技術 と社会	● オープンマ インドな空 間	
2019 vol.100	● 共生社会の まちづくり	● 第25回会員 作品「私の空間 作法」 ● 東海支部創 設70周年記 念特集「建築と 社会」の未来 を再考する	● 東 海 支 部 と「建築と 社会」とい う流れ	● 建築と社会 を繋ぐプロ ダクション	● 建設業2.0 ～価値・意 識・生産性～	● 第66回 青年技術者	● 第2回 片岡安 貴（日本建築 協会論考コン クール）発表 テーマ「建築と 社会一その関係 を問う」	● 建築の仮設 性と恒久性	● 「災害。逃 げる」	● 新素材の可 能性一材料の 高機能化とハ イテク素材一	● 最先端技術 と社会	● オープンマ インドな空 間
2020 vol.101	● 大阪ベイ エリアの再生	● 第26回 会 員作品「私の 空間作法」	● 東 海 支 部 特集	● 建築教育の 今	● つなぐ	● 第67回 青年技術者	● 第3回 片岡安 貴（日本建築 協会論考コン クール）発表 テーマ「建築と 社会一その関係 を問う」	● 消費志向の 変化と建築 ～味あう空 間としての 建築～	● 「都市を鳥 瞰する」	● 宇宙と建 築	● 構造家日記 2020～構 造設計者が 今感じている こと～	● パーティ アリアリ ンダ ル コ ミ ュ ニ カ ー シ ョ ン が リ ン ク ス る 社 会 へ ア フ ー コ ロ ナ の 新 い 一 歩 の 前 進 を 考 え る

＊は欠号

建築と社会

Architecture and Society

Journal of the Architectural Association of Japan

日本建築協会

2021 06

Vol.102 No.1191

■特集予告

● 7月号／青年技術者

● 8月号／「コロナが変える建築と社会」座談会（仮）

特集 第4回 片岡安賞 (日本建築協会論考コンクール) 募集テーマ：レガシーの 新たな意味を問う

審査報告	審査委員会	7
片岡安賞	残るレガシー●安田徹也	10
佳作	記憶の中の住まい●丸野健雄	13
佳作	変遷する京都御所のレガシーに関する考察●柳澤巧磨	16
会告	2021年度定時総会、山下正太郎氏web講演会のお知らせ 第5回片岡安賞（日本建築協会論考コンクール）募集要項 2021年度 第67回工高生デザインコンクール作品募集	1
作品作風	イチネングループ本社ビル	4
gallery	神戸発 Sky Cultivation●高橋 溪	6
法令コーナー	大阪府生活環境の保全等に関する条例改正 —石綿規制について—●徳光 誠	20
再読 関西の建築	国立文楽劇場●福井 駿 三宅拓也	21
設備の頁	パーティション取付型会話補助システム ●阿部 寛 中家 諒 藤田敏之	25
建築と社会を 考える	住宅復興研究の25年●塩崎賢明	26
information	特別展 ウィリアム・モリス 原風景でたどるデザインの 軌跡／サリネンとフィンランドの美しい建築展／木彫 り熊の申し子 藤戸竹喜 アイヌであればこそ／石綿飛散 防止対策に係る説明会のお知らせ	30
月間の動き	2021年 4月	32

今月の表紙

撮影者：内山優子

撮影場所：大阪市中央区高麗橋1丁目

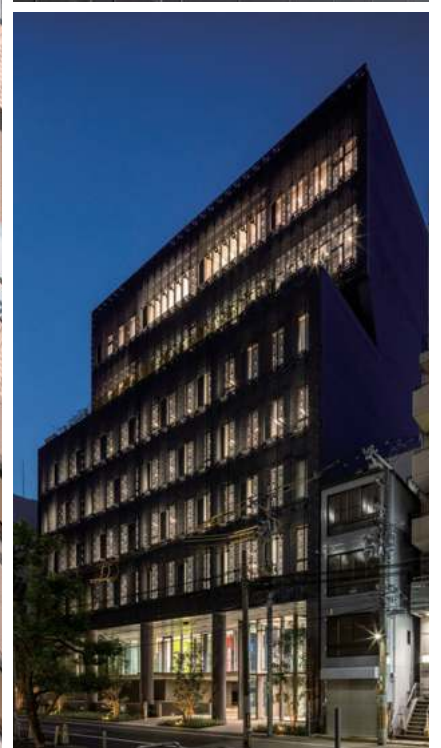
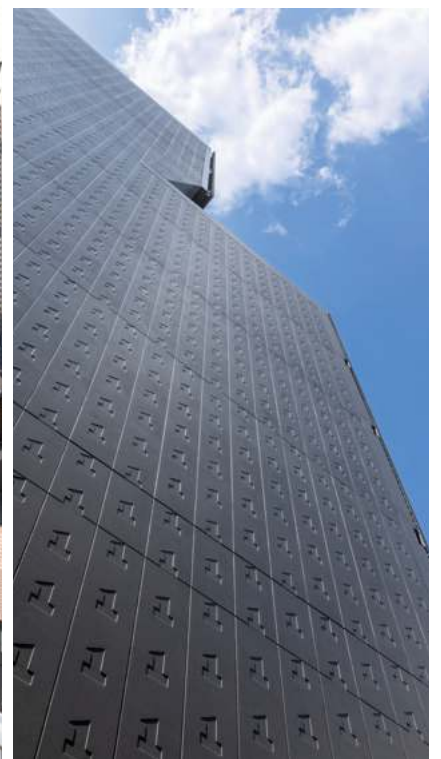
撮影時期：2018年10月

写真について

生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪
2018スペシャルツアー「日本建築協会
Presents! 船場・堺筋を歩く」の一幕。

大阪芸術大学教授（当時）の山形政昭先生と
関西大学准教授の橋寺知子先生を講師に迎
え、事業委員会（情報見学小委員会）の委員
がスタッフを務め、2班に分かれてまち歩き
イベントを行いました。

山形先生から高麗橋野村ビルの説明を熱心に
聞く参加者。



所在地 大阪市淀川区西中島4丁目10番6号
敷地面積 1,375.39㎡
建築面積 924.15㎡
延床面積 6,951.54㎡
構造規模 S造・一部SRC造、RC造 地上9階・地下1階
工期 2019年6月～2020年10月
最寄駅 OsakaMetro 西中島南方駅
撮影 伊藤 彰／アイフォト

イチネングループ本社ビル

建 築 主 イチネンファシリティーズ
設計・監理 竹中工務店
施 工 竹中工務店

Synergy Office

～挑戦を続けるグループ企業が集まるオフィス 1 + 1 > 2～

イチネングループの本社ビルの建替計画である。立体的な「緑」や複数の「コミュニケーションスペース」を内包した、多様な空間を持つ「Synergy Office」を創造した。

メインワークプレイスとなる3～6階の執務フロアは、中央にオープンキッチンを含めた共用スペースを確保し、交流と休息の場とした。空気式放射空調や各種センサにより制御された照明等、最先端の設備を有する執務室を貫く吹き抜け階段は、7階のシナジーテラスに繋がり、シーンに応じた働く場を職員が自由に気軽に選択できるようにした。来客スペースは南北を貫通する1階ピロティ部分の上部に配置し、街と呼応する開放的な空間とした。会議室、役員室は南北の道路斜線の適用距離からはずれた最上部に配置し、目前に広がる淀川や大阪を望む素晴らしい眺望と、豊かな内部空間を獲得した。結果、「Synergy Office」を形成する空間が織りなす特徴的な断面形状がそのまま外観に現れ、イチネングループのサイン形状を組み込んだアルミキャストルーバーに覆われた、唯一無二の建築を西中島南方に創り出した。外気に触れられる開放的なスペースを各所にちりばめたこのオフィスは、社員に元気を与え、グループ間や全てのステークホルダーに、グループのモットーである「いちねんでいちばんの毎日を」送れるオフィスとなった。

(森田昌宏・阪本泰智／竹中工務店)



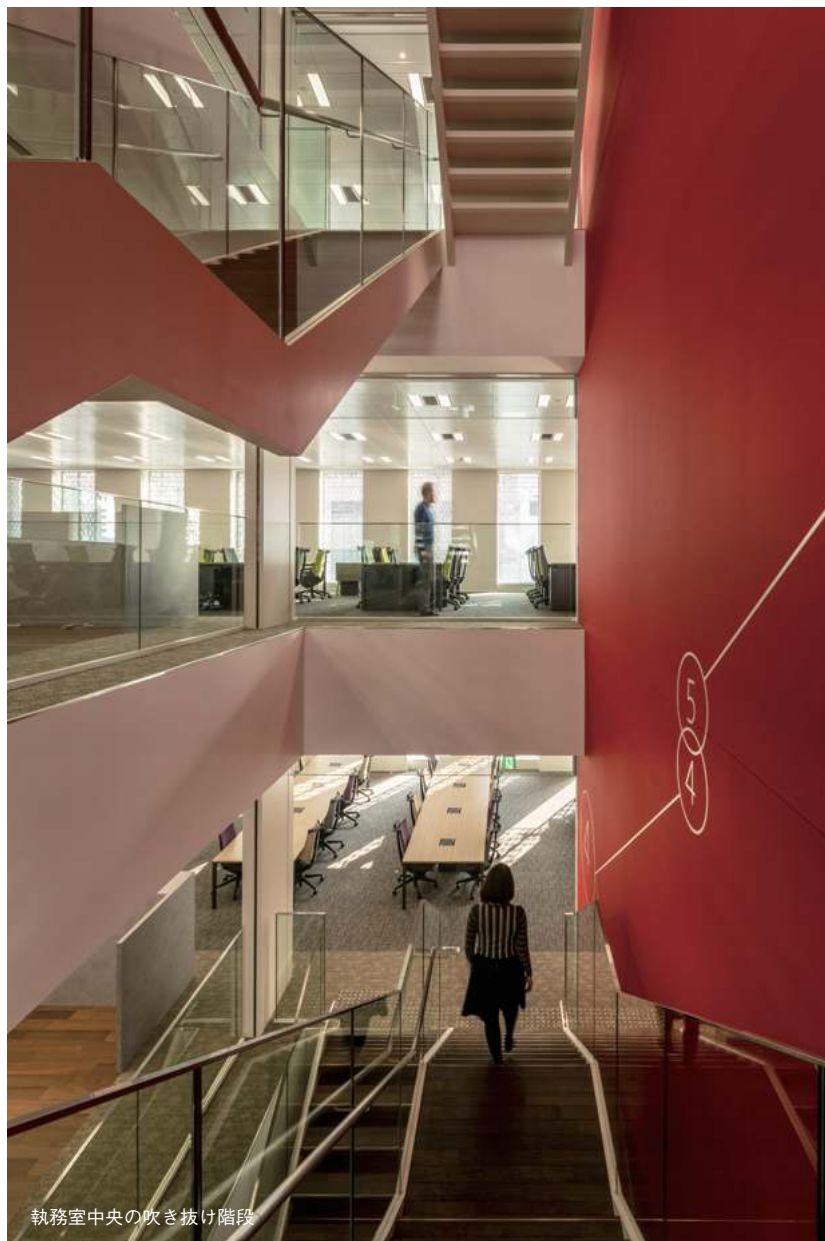
R階シナジーガーデン



9階社長室



7階シナジーテラス



執務室中央の吹き抜け階段



3～6階執務室



2階来客用ラウンジ

まち
建築
ひと

gallery

神戸発 Sky Cultivation

建築家
高橋 溪



昨年から神戸の南京町にある事務所の屋上に木製のプランターを作って野菜や果物を育てている。その活動がたくさんの人たちの興味をひき、南京町の事務所のほかに神戸市内の数か所の屋上でも野菜や葡萄栽培が始まった。

「空に一番近い屋上を耕す」という意味でSky Cultivationと名付け、コンセプトは「自分の食べるものを自分でつくる」。モノに溢れた時代、自分の手で「何か」をつくる機会はどんどん減っている。手で土に触れ、土の香りを嗅ぎ、植物の成長を観察し、収穫したモノを食べる。自分でつくったモノを食べることはすべては自然の中の一部であることを教えてくれる。



高橋 溪（たかはし けい）／一級建築士

1984 大阪府生まれ

2009 滋賀県立大学大学院 環境科学研究科
環境計画学専攻 環境意匠コース
（布野修司研究室）修了

2009-2018 株式会社日建設計 勤務

2018 COL.architects 設立

企画編集：稲垣和江（作品作風小委員会）

特集●第4回 片岡安賞（日本建築協会論考コンクール）

募集テーマ：レガシーの新たな意味を問う

審査報告

審査委員会

高田 光雄（京都美術工芸大学教授、京都大学名誉教授）

倉方 俊輔（大阪市立大学准教授）

弘本由香里（大阪ガス エネルギー・文化研究所特任研究員）

1. はじめに

第4回論考コンクールは、一般社団法人日本建築協会が定めた「レガシーの新たな意味を問う」を募集テーマとして実施された。募集要項に示されたテーマの趣旨は右の通り。

当初、第4回コンクールは例年通り会誌「建築と社会」6月号で募集要項を公開する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で「緊急事態宣言」が発出されたことからテーマの設定作業にも遅滞が生じ、開催そのものが危ぶまれる事態となった。

同宣言が解除されたのち、オンラインでの審査委員会、実行委員会を経て、ようやく募集テーマを含む要項全文が固まったことから、同誌8月号での募集要項公開に至った。

第4回コンクールの変更点として、審査委員が新たな体制になったことに加えて、執筆要領における文字数もこれまでの1万2000字程度から6000字程度とした。さらに、一次審査により選出された論考を対象に実施する公開プレゼンテーションをオンライン形式で開催することになった。

応募要項公開が遅れたことから、応募受付期間はこれまでの5か月間から4か月間に短縮されたが、最終応募点数は海外からの2編を含む9編と前回は上回り、建築以外の分野の方からの応募もあった。

2. 審査経過

1) 一次審査

11月30日の応募締め切り後、審査委員には応募者名等を不詳にし、協会事務局で受理した順に各論考に番号（No. 1～No. 9）を付けた上で、第2回審査委員会（2020年12月2日、会場：協会展議室）に提供された。

全審査委員出席のもと、まず、審査方法に関する基本的な方針を協議の結果、例年同様、審査委員がそれぞれ独立に9編全てを審査し、各論考に対する評価を行い、その結果を集約する方式とした。

評価方法については、各論考に対する絶対評価を行うこととして、一次審査合格レベルA、一次審査不合格C、いずれとも判断し難いものB、とする3段階の判定を下すとともに、併せてコメントを付した審査結果表を作成し、それら評価結果を集約することにした。

第3回審査委員会（2021年1月22日、オンライン）において、逐一各審査委員の評価理由に関する意見交換を行って、一次審査を進めた。

その結果、論考番号No. 1・No. 4・No. 7の3編を一次審査合格と認め、公開プレゼンテーションに参加していただくことになった。

前回は新型コロナウイルスの影響で開催できなかった公開プレゼンテーションであるが、応募者が自ら論考内容を広く発表する意義深い機会であることから、現時点での可能な開催方法を模索した結果、オンラインでの開催と決まった。

古今東西、人類は文明の証として数多くのレガシー（legacy）を今に伝えてきました。レガシーの本質は、世代から世代へ重要なものを受け継いでいくことにあり、これまでさまざまな分野でレガシーが語られてきました。建築の分野においてもレガシー論が盛んですが、特にオリンピックや万博などの大規模イベントとの深い関連が見出されます。その一方で、今年に入って世界規模で感染症が拡大するなど、従来の価値観を大きく揺るがす想定外の事態が相次ぎ、予定調和が崩れつつある今日、レガシーの概念にも変化の兆しがみられないでしょうか。そのような状況をふまえ、レガシーという切り口から建築や社会のありかた、それらの新たな関係性などを再考するユニークな論考を、建築以外の分野の方々からも広く募ります。

「オンラインによる公開プレゼンテーション」は初めての開催となることから、実施細目を慎重に定め、一次審査合格者に通知するとともに、「建築と社会」2021年3月号に該当論考3編の表題と応募者名を会告することとした。

2) オンラインによる公開プレゼンテーション

協会としても初めてのオンラインによるライブイベント（Teams）開催となった公開プレゼンテーションは、準備段階から試行錯誤とプレゼンターとのリハーサルを繰り返した。

本番当日（2021年3月14日）では、心配されたトラブルもなく、3人のプレゼンターがほぼ時間通りに発表を終えることができた。公開プレゼンテーションの様子は応募した視聴希望者にもライブで配信された。

3) 最終審査

オンラインの公開プレゼンテーションに引き続いて行われた最終審査委員会（OMMビル会議室）では、各論考に対して審査委員から意見や評価が述べられ、これを高田審査委員長が取りまとめる形で行われた。

最終審査結果として、No. 1の論考を「片岡安賞」、No. 4、No. 7の論考を「佳作」とすることが決まった。

「片岡安賞」の受賞は、第2回に続いて2人目となる。

3. 総評（審査委員長 高田光雄）

1917年に片岡安らによって設立された日本建築協会は、会誌『建築と社会』に数多くの優れた論考を掲載し、建築界をリードする役割を担ってきた。同会では、2017年に創立100周年を迎えたのを機に、「本会が歩んできた歴史を見つめ直し、会誌『建築と社会』が更に優れた論考の受け皿となり、建築界全体にとって有益な媒体となることを目指し」、優れた論考を顕彰するためのコンクールを実施することになった。

昨年度までは、舟橋國男大阪大学名誉教授を審査委員長とする3回のコンクールが行われた。2020年度は、審査員の大幅な入れ替えが行われ、4回目のコンクールが行われた。第4回片岡安賞（日本建築協会論考コンクール）の募集テーマは、「レガシーの新たな意味を問う」とした。近年、レガシー（legacy）は、オリンピックや万博などの大規模イベントとの関連の中で論じられることが増えてきたが、今回は、必ずしもそれらに囚われず、地球規模での新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大による人々の生活や価値観、社会の変化なども考慮して、レガシーという切り口から建築や社会のありかた、それらの新たな関係性などを再考するユニークな論考を期待した課題設定が行われた。

とはいえ、コロナ禍の中での募集で、実際に応募していただけるかどうか心配していたが、結果的には、読み応えのある9編もの論考が応募された。まず、応募者の皆様に感謝申し上げたい。応募いただいた論考は、3名の審査委員（審査委員長：高田光雄、審査委員：倉方俊輔、弘本由香里）からなる審査委員会で慎重な審議を行い、2021年1月22日に3編の一次審査通過論考を選定した。その後、一次審査通過論考を対象に、2021年3月14日、オンラインによる公開プレゼンテーションを開催し、さらに、同日の審査委員会において最終審査を行った。その結果、全員一致で「片岡安賞」1編、「佳作」2編を決定した。

「片岡安賞」を受賞した論考は、民家の受容の歴史の中にレガシーの展開を見出したもので、歴史の重層性を踏まえた論考の論理性、記述の明快さ、構成の巧みさなどが極めて高く評価された。「佳作」の1編は、大規模自然災害の被災者が建築士协会会员の支援を受けて住まいの本質的な価値を発見するプロセスを描いたもので、建築士のあり方の議論にも示唆を与える優れた論考として高く評価された。「佳作」のもう1編は、先行研究で提示されたレガシーキューブを京都御所に適用し、周辺の不動産の変化を実証的にたどりながら考察を加え、時間軸を考慮したレガシーのとらえ方を論じたもので、的確で丁寧な論証を含む論考として高く評価された。

惜しくも選に漏れた論考にも、レガシーという概念の新しいとらえ方について興味深い考察が行われていたものが存在したが、論述の明快性、論理性、独創性などが相対的に弱く、受賞には至らなかった。次年度以降も、多数の論考の応募を望むとともに、明快な論理に加えて、具体的に独創的な提言を伴った論考を期待したい。

4. 一次審査通過論考に対する審査委員講評

倉方俊輔（大阪市立大学准教授）

■片岡安賞：残るレガシー（安田徹也氏）

レガシーというテーマが面白いのは、「今」と「昔」とに二分してしまえないことではないか。受け継ぎが意識されると、「昔」とはモノのようなものではなくて生身の人間が生きていた「今」のような状況であること、あるいは「今」でさえも未来からは「昔」となる、特権的な時代でないことに思いを馳せざるを得ないからだ。

本論文は、巧みな構成によって、そんな歴史的な教養を伝えてくれる。民家という「昔」の中にもその「昔」があること。すなわち、民家が耐久性を備え、その歴史が語られるようになるという歴史を教えてくれる。民家だって、古き良き「昔」として十把一絡げにできるものではないのだ。論考からそう感じるができるのは、筆者が近年の建築史研究の成果や、史観の変化に伴う対象認識の変更といった専門的な知識を備え、それらを十分に咀嚼して、読者に伝えたいと願っているからに他ならない。

本論考は、レガシーとなる建築に求められる条件とは、という問いを立て、それは「一定以上の耐久性」、「受容の歴史」、「建築的な魅力」、「変化に対する柔軟性」の4つではないかと結論づける。民家の歴史の中にレガシーの展開を見出し、それに冒頭の法隆寺と釈迦の叙述が広がりを与える。各部が示唆に富み、明瞭であり、結論に至る文章全体を再読したいと思わせる。歴史の重層性を踏まえた論理、記述の明快さ、構成の技巧性ともに高く評価する。これからも論考を書き続けてほしい。

■佳作：記憶の中の住まい（丸野健雄氏）

この文章は、いわゆる「論考」のスタイルではない。内容に切れ目がなく、階層構造もなく、結論部も見当たらないのだから。

けれど、まず言えるのは、読ませるということ。です・ます体で、内容が入ってきやすい。気楽に読み進めっていると、飾っていないのに、というよりも、だからこそ、文章のリズムが心地よいことに気づく。2016年の熊本地震の状況も、率直に飲み込める。これは、相当の文章ではないか。劇的に描こう、人が言っていないことを言おう、構成を工夫しよう、そう思っていたら成立しないはずだ。それよりも先に、自身が「記憶の中の住まい」を通して経験したことを伝えたいという気持ちがある。人の良さが伝わってくる。しかも、それだけではないのだ。

文末に至って、文章の全体が、レガシーのありようを描写していたことに、はたと気付かされる。すべての文に意味があったと思えてくる。レガシーという概念を文章で提出し得ている。よって、これは論考である。こうしたスタイルがありえるのかと今回、最も驚かされた。関わった建築士にとっても、これほど嬉しい論考はないはずだ。論考は最大の返礼になりえる。そのことに気づかせてくれた。

■佳作：変遷する京都御所のレガシーに関する考察（柳澤巧磨氏）

具体的な対象である京都御所を扱い、既存のレガシー論も踏

まえた上で、確実に記されている。論考として、多くの人の役に立つ。

このように、論考自体がハイレベルに評価されるべきものだったのだが、それに加えて、何か客観的なだけでない思いも感じられて、それがなんだろうと引っかかっていた。

公開プレゼンテーションで明瞭になったのは、住人としての京都御所への思いが、論考を書かせたことだった。そう考えると、最終部の「冒頭で『誰のための京都か』を問うたが、その解は『誰のためのものでもない』と結論づけられる。“わたしたち”のものなのだ。ここでレガシーを消費しきってしまうのか、未来へ繋げられるのか、一人一人が考え、行動しなければならない。」という文章の重みが、いっそう増す。それ以前の客観的な分析が、確かな手立てを得ようとする情熱に駆動されたものだったことも、はっきりとする。

今回から、片岡安賞の募集方法を少し変えた。公開プレゼンテーションの位置づけも変更した。その成果を最も感じた論考である。今後の実践、そして論考に、期待が高まる。

弘本由香里（大阪ガス エネルギー・文化研究所特任研究員）

■片岡安賞：残るレガシー（安田徹也氏）

人と社会の持続的な発展のために、不可欠であろう文化や規範の基礎となるものが、集合的な記憶の形成と共有といってもよいだろう。安田氏の論考は、それがいかに重要なことであるか、建築の特性に依拠しつつ、“残るレガシー”の意味を紐解くことによって、認識を新たにさせてくれる。歴史的なパースペクティブの中でテーマを浮き彫りにする、ダイナミックな構想力と、それを支える知の厚みと文章力は卓越している。

冒頭、大岡實と釈尊の言葉に始まり、ラスキンの言説を借りながら、フィジカルな建築が、“自分を自分たらしめる拠所”いわば個人の記憶の媒体であり、かつ“我々の生活する空間”いわば集合的な記憶を生み出す装置であることに言及している。これを布石に、文化財的価値の評価の枠を超えて、有名無名の建築の受容の歴史を接続する構図は鮮やかである。

そのうえで、無名の建築の代表ともいえる民家が、建築技術の発展によって社会的に受容され、普遍的な価値を獲得していくプロセスを提示し、人と社会をつなぐ媒体としての建築の役割を、説得力をもって示すことに成功している。住宅建築が持つ社会的意味への着目については、転換期にあるまちづくりや生活文化の新たな展望を開く鍵とも考えられ、さらなる論及を期待したい。

ところで、片岡安ほかによって大正6（1917）年に創設された日本建築協会は、建築・都市の近代化を牽引すると同時に、失われゆく“郷土建築”の記録と保全にも力を注いだ。彼らの志を発展的に継承する意味でも、本論考は片岡安賞にふさわしい。

■佳作：記憶の中の住まい（丸野健雄氏）

阿蘇山の成り立ちから始まる壮大なスケール、外輪山の一部に位置する南阿蘇村の来歴とともに営まれた一家の歩み、一人

称で語られるストーリーに、一気に引き込まれていった。述懐形式の個性的な趣をまとった論考に對面し、一瞬戸惑いを覚えながらも、読み進むごとに既成概念としての狭義の“論考”観が崩れ去り、積み重ねられてきた時間の尊厳、著者・丸野氏の経験から生まれた考え、書かずにはいられない想いを伝えるために、この語りのスタイルはなくてはならないものであるのだと納得した。

一つの集落と一家の叙事詩を目の当たりにするかのようなこの論考は、2016年4月の熊本地震をきっかけに生まれている。震災後の住まいの転変、一変する生活とその過程を振り返る、タイムラインの圧倒的なリアリティ。平坦でない生活再建の道のりのなかに、建築士による“記憶の中の住まい”プロジェクトとの出会いがあったことは印象深い。

かつては一家の暮らしを支え、やがて高齢夫婦には持て余し気味ともなり、台風や大雨におびえ、震災による解体で安堵さえ覚えたという、積年の住まいの像は、“記憶の中の住まい”プロジェクトによって、驚くほど豊かな像に生まれ変わっている。兄弟たちの反応を記したくだりも圧巻だ。記憶の器として家族を始めとする人間関係を再生し、人生を肯定する心を引き出す、住まいと人の関係性を可視化する、建築士のもう一つの職能が見てとれる。生活者の側から、レガシーの新たな意味と建築と社会に迫った優れた論考である。

■佳作：変遷する京都御所のレガシーに関する考察（柳澤巧磨氏）

京都で育ち、そのまちが自らのアイデンティティと密接に結びついているという自覚を起点に、柳澤氏の論考は説き起こされている。都市間競争のドライブによって、自身とそのバックボーンたるまちが引き離されていく。言いようのない心情を背景に、「誰のための京都か」という問いを立てた、著者の動機は率直だ。

このプリミティブともいえる問題を解くために、用意された論理構成は周到かつ明快である。京都市民が認めるレガシーとして「京都御所」を対象とし、パブリックベネフィットとしてのレガシーの形成過程と、市場メカニズムによって周辺エリアで偶発的なレガシーの浪費が引き起こされていく過程を、「レガシー・キューブ」の概念を用いることによって、わかりやすく提示している。ポジティブからネガティブに転じるジェントリフィケーションのメカニズムは、一般的に危惧されていることではあるが、レガシーの過剰消費を止め、持続可能なレガシーとするためには何が必要か。トップダウンの規制に加えて、ボトムアップの自治の力が必要との真摯な問いかけは、町衆の力によって守られ発展してきた京都というまちの歴史にも重なって希望を感じさせる。一方で、さらに踏み込んだ考察が待たれる。

コロナ禍後の都市のガバナンスに向けて、パブリックベネフィットとしてレガシーの形成と継承をどのように連続的に位置づけていくか、新たな指標のあり方、エリアの捉え方や主体の関係性をはじめ、重要な論点に気づかせてくれる論考である。

「片岡安賞」

残るレガシー

安田徹也

竹中大工道具館 学芸員



1978年生れ。横浜国立大学大学院後期課程修了。川崎市立日本民家園囑託職員、株式会社安田工務店勤務を経て2016年より現職。主な著書に『建築史家・大岡實の建築』（青柳憲昌と共編 川崎市立日本民家園 2013年）、『水車大工 一水力エネルギーをデザインする』（竹中大工道具館 2019年）。設計作品に深谷市稲荷町自治会屋台（2015年）。

はじめに

レガシーという言葉から私が連想するのは、ある二人の胸に去来した共通の感慨である。一人は太平洋戦争末期の日本の行政官、もう一人は紀元前5世紀のインドの宗教家。二人の思いを追体験するところから、本稿を始めよう。

1・レガシーとは何か

文部省宗教局の技師、大岡 實^{おおおかみのる}は法隆寺金堂・五重塔の疎開先を探していた。文化財建造物の責任者だった大岡は逼迫する国家財政の中から必死で予算を獲得し、戦局が悪化する中で文化財を守るために奮闘していた。各地で消火用の貯水池を整備し、姫路城には迷彩を施した。そして世界最古の木造建築である法隆寺金堂・五重塔だけは、文化財建造物の中でも唯一、解体疎開という措置に踏み切ったのである。金堂初層は壁画があるため解体できないが、それ以外の部分は全て解体して奈良県山中の土蔵に送り、金堂初層は厚い掩壁^{えんへき}で覆って爆風を防ぐ計画が立てられた。1944年末には何とか五重塔の解体が完了し、翌1945年1月から金堂解体に着手。この間、大岡の言葉を借りれば「何度となく不自由な汽車に乗って東京と法隆寺の間を往復した。行き先き先きで空襲に会った。京都の妙法院に爆弾の落ちた時も京都に泊まってゐたし、名古屋の大空襲のときは丁度汽車で通りかかって汽車が止って立往生、浜松で銃撃に会い、大阪の空襲には奈良に居たし、いづれ何処かでやられるのだらうとまで考へたこともあった。」実際に3月と5月の空襲で芝の徳川家霊廟が焼失し、同じく5月にはついに名古屋城も焼失。そうした非常事態の中で法隆寺金堂は解体され、6月末にはその解体材の疎開の第一便が他の宝物類と共に奈良県東山村へ運ばれたのである。

こうして大岡は法隆寺金堂・五重塔という日本で最も重要な二棟を守り通したのだが、一方でその胸中には別の感慨が湧き起っていた。本人の言葉を借りよう。

「今迄は少しも感じなかったことであるが、中門の前に立ってあの柱の永年の風雨に曝された肌を見ると古い材木の一つ一つが千余年の星霜を無言の中に物語ってゐる気がしてた

まらない愛着を感じられたのである。中門だけではない。本坊の奥座敷に座って縁側の框からのぞいてみる秋海棠^{しゅうかいどう}一つを見ても「若し空襲で焼き払はれてしまったらこんな風情もなくなってしまうのだ」と思ふと淋しかった。一寸した置物でも法隆寺には室町頃のものや少くも江戸中期頃まではゆくものが多い。たとへ重要な宝物は助かっても此等のものが全くなくなった法隆寺は味気ないに違いないと思ふと急にあらゆるものに限りない執着を覚えるのであった。」¹

ここで大岡が感じているのは文化財的価値とは別の価値である。文化財的な視点から見れば、境内の諸建物の価値は金堂とは比すべくもない。しかしいざ無防備な形で取り残されたそれらを目にした大岡は、そうした一つ一つの建物への「限りない執着」を押さえることが出来なかった。これは建築には文化財的価値とは別の価値が存在していることを端的に示す挿話だと思われる。

紀元前5世紀。最後の旅に出た釈尊は商業都市ヴェーサーリーに立ち寄った。この地はかつて何度も教えを説いた思い出の場所であり、この時も多くの人々に説法を行った。そしてついにここで修行を完成させた釈尊は、自らの寿命の素因を捨て去り、三ヶ月後に涅槃に入ることを宣言する。そして、そこからの旅立ちの朝、いつものように托鉢をして食事を終えた釈尊は、「象が眺めるように」身をひるがえし、ヴェーサーリーを眺めながら弟子の一人にこう言うのである。「アーナンダよ。これはわたしがヴェーサーリーを見る最後の眺めとなるであろう」²

無常を観じて悟りを開いた釈尊ですら、思い出の地との永別の際し、ふりかえってその都市の姿を目に焼き付けずにはいらなかった。これは、人間の記憶や感情がいかに深く建築と結びついているかを示す決定的な挿話だと思われる。

以上、二つの挿話を御覧頂いた。大岡と釈尊は時空を超えて同様の感慨を抱いている。従ってこれは人類にとって普遍的な感情の発露と言えるだろう。なぜ人はこうした感慨を抱くのか。それに対する回答の一つが、イギ

リスの美術史家ラスキンが1849年に発表した『建築の七燈』の次の有名な一節である。「人間は建築がなくても、生活したり、礼拝することはできた。しかし建築なしに過去の記憶を蘇らせることはできない」³ 記憶は自分を自分たらしめる拠所^{よりどころ}である。その記憶は、我々の生活する空間、すなわち建築によってその安定性を担保されている。だからこそ我々には過去の建築を残す義務がある、とラスキンは言うのである。

即ち建築は、それ自体が本来持っていた価値と、建設後に蓄積された受容の歴史とが、混然一体となったモノなのである。絵画や小説、音楽などであれば、芸術的価値と、その受容の歴史とは分けて考えることが出来る。しかし建築は、ある一つのモノの中に芸術的価値と受容の歴史とが混在し、両者を分離することはできない。ある歴史的建造物が失われようとするとき、研究者はその文化財的価値を説いて保存の必要を訴える。しかしほとんどの場合、人々が感じるのは、その受容の歴史が失われることへの本質的な嫌悪感なのではないだろうか。大岡が限らない執着を覚え、釈尊がふり返って目にしたのも、都市や建築に蓄積された受容の歴史であった。こうして人々に受容され、その歴史が刻み込まれていったとき、建築は人類にとって普遍的な価値を持つレガシーになるのである。「レガシーの新たな意味を問う」というのが本稿に与えられたテーマだが、やはりこうしたレガシーの普遍的な価値は今後も変わらないだろう。

しかし一方で釈尊が説く通り、諸行無常は此岸の摂理であり、全てのレガシーを後世に伝えることは出来ない。残るレガシーと残らないレガシー、何が両者を分けるのだろうか。これを本稿の新たなテーマに設定し、それを考えるヒントとして次章では目を転じて日本の民家を見てみたい。民家という建築類型は江戸時代に生れ、建築的な発展を遂げ、歴史を獲得し、場合によっては一度使命を終えながらも形を変えて生き続けている。そうした過程を追うことで、レガシーを考える上での新たな視点を探りたい。

2・民家がレガシーとなるまで

室町時代までの民家は基本的に掘立柱で建

てられていた。そのため耐用年数が短く、数十年しかもたなかったと考えられる。従って当時の掘立柱住居は現存しない。但し興味深いのは、当時から民家の部材の再利用が行われていたことである⁴。これは原木から製材するよりは既存の解体材を転用した方が簡単だったため、こうした経済的な理由に基づく部材の再利用は近世にも続けられた⁵。部材の転用が日本建築の伝統の一部だったことは記憶にとどめておいても良いだろう。

そうした経済的理由とは別に、象徴的な意味を託されて残された中世の掘立柱住居の部材もある。それが静岡県伊豆の国市にある江川家住宅の「生柱^{いきばしら}」である。江川家住宅は17世紀前期に建設された礎石建ての民家だが、その中に1本だけ、前身建物の掘立柱が再利用された。この柱は構造的な役割は果たしておらず、恐らく前身建物の柱を象徴的に再利用した物と思われる。しかし建設から200年を経た19世紀になるともはやその意味は忘れられ、地面から生えた木をそのまま柱にしたとの言説が生まれて「生柱」と呼ばれるようになっていた⁶。すでに構造的な意味はなく、象徴としての意味も忘れ去られた柱なのだが、それでもなお森厳な佇まいをもって屹立し続けている。こうした形で古材を再利用することが早くも17世紀には行われていたのである。

さて、話が前後してしまったが、江川家のように17世紀になると民家に礎石建てが導入され、それにより民家の耐用年数は飛躍的に長くなった。現存する民家のほとんど全てが江戸時代以降の物である。こうして民家は一世代限りの仮設物から恒久的な建造物へと進化したが、それから更に150年程が過ぎた19世紀になると、民家の歴史が語られるようになった。現在と同様、当時も古い民家は希少だったのだが、そうした古い民家を顕彰し、あるいはそれにあやかって自らの家も長持ちさせたいと願う人々が現れたのである。

例えば上記の江川家には日蓮（1222～82）が書いたとされる棟札があった。もちろん実際に日蓮が書いたものではなく後世に作られた物なのだが、江川家に日蓮が書いた棟札が残ることは広く知れ渡っていた。江川家ではこれを模したお守りを発行しており、東京都国立市にあった柳澤家住宅には「伊豆菰山江

川太郎左衛門家作棟札」と書かれた木版刷の御札が残されている⁷。江川家の歴史にあやかったお守りが作られ、その功德によって自らの家も永く後世に伝えたいと願う人々がいたのである。

その他にも、19世紀になると古い民家にまつわる伝説が各地で語られていた。ある家では源頼朝が泊まったとの伝承が語られ、またある家では源義経が泊まったとの伝承が語られた。こうした伝承は必ずしも事実ではないが、古い民家に眼を向けて、それを歴史の中に位置づけようとする機運が生まれていたのは確かであろう。

更に、そうした伝承を鵜呑みにせず、実際に民家を観察してその古さを実証しようとする研究者も現れた。例えば菅江真澄（1754～1829）は各地の古い民家を訪ね、それらがカシナではなくチョウナで仕上げられていることを報告している。部材表面の仕上げ方は現在の民家史研究者にとっても年代指標の一つだが、その視点はすでに19世紀には確立していた。こうして民家は自らの歴史を獲得していったのである⁸。

一方それと併行して、民家は建築的にも発展を遂げた。例えば特に土間において、ダイナミックな梁組を強調するようになっていく。庫裏や城郭に先行例はあるものの、こうした架構の迫力をデザイン的な見せ場とする美意識は民家独自のメソッドとして確立され、大黒柱や指鴨居^{さしがもい}などの特徴的な部材が生み出されることになる。更にその部材寸法にも細かい微調整がほどこされるようになり⁹、大胆さと繊細さを兼ね備えた“民家”という様式が生み出されていった。書院造が和室の源流であると同時に、民家もまた、現在の和風住宅の源流の一つなのである。

こうした民家の美意識は近代以降の知識人をも魅了した。学問の世界では1917年に今和次郎（1888～1973）や柳田国男（1875～1962）らによって白茅会^{はくぼうかい}が結成され、大学出身の研究者による民家の研究が開始される。更に戦後には建築史家による本格的な研究も始まり、民家は重要文化財に指定され、国による保護がなされるようになった。民家は建築史を構成する一要素として歴史の中に位置づけられることになる。

一方で、数寄者と呼ばれる近代以降の茶人たちの間では民家を移築して茶室や客間として再利用する動きが広まった。益田鈍翁（1848～1938）や団琢磨（1858～1932）などが自邸や別邸に古民家を移築しており、それらは「田舎家」と呼ばれた¹⁰。彼らが評価したのは、時代を経てきた民家だけが持つ黒光りした部材の風格と、それらが織りなすダイナミックな空間、そして美的な完成度の高さであった。また必ずしも現状通りに移築するだけでなく、時には自身の好みに応じて改修することもあった。古民家を、あくまで同時代に生きる住宅として再生していたのである。こうした動きは降幡廣信氏（1929～）に代表される民家再生の活動へと継承されて現在に至っている。

以上をまとめると次のように要約できるだろう。民家は17世紀前期に礎石建ての導入によって耐久性を獲得し、それから150年程を経た19世紀には自らの歴史を獲得し、美的にも洗練されて独自の様式を得るに至った。そうした民家の美意識は近代の茶人をも魅了し、現在もなお民家再生という形で我々に新たな魅力を提供し続けている。現在、それらの古民家がレガシーであることを疑う人はいないだろう。民家という建築類型はこうして生まれ、レガシーとしての性質を獲得したのである。

3・残るレガシー

以上の民家の例を敷衍すれば、残るレガシーに求められる条件は次の諸点となるだろう。

まずは一定以上の耐久性が、残るレガシーの必要条件である。掘立柱住居が残るレガシーたり得なかった^{ゆえん}所以はその耐久性の無さであった。

そして第一章でも述べた通り、レガシーには歴史も欠かせない。大岡や釈尊が惹かれたのは建物が持つ受容の歴史であり、近代の茶人も古民家の来歴や風格を評価した。そうした歴史を獲得できた建物が残るレガシーになるのである。

同時に必要となるのが建築的な魅力である。民家が残るレガシーたり得たのは、その歴史もさることながら、そこに建築的な魅力が

宿っていたからに他ならない。民家に礎石建てが導入されて以降、100年以上の試行錯誤を経て生み出された建築的な美しさと、それを感知出来る感受性の持ち主、その両者が幸運な出会いに恵まれた時に、レガシーは未来に引き継がれるのである。

また民家の事例で興味深いのは、早い段階で移築や部材の転用など、さまざまな手法での再生がなされていたことである。常なる物はない。レガシーといえども時の流れには逆らえない。法隆寺金堂ですら解体疎開を経て今に至ることを思えば、変化に対する柔軟性も残るレガシーの必要条件かもしれない。

おわりに

これまで日本建築のレガシーというと寺院や神社、書院、茶室などが語られることが多かった。しかしそれらの多くは用途が変わらない建物で、為政者が建てた上層の建築である。一方の民家は民衆が自ら建てた建物で、社会状況の変化に伴い絶えず変化を余儀なくされてきた。これからのレガシーを考える上では、この民家の経てきた変遷こそが新たな視点を与えてくれるものと思われる。

そして実は、現在新築されているあらゆる建物も後世のレガシー候補である。我々の周囲の建物は果たして自らの由緒を物語る歴史を持っているだろうか。時代を超えて人々を魅了する美しさを備えているだろうか。そして、一本の古材になってもなお、辺りを払う威厳を持ちうるだろうか。我々の寿命の素因が尽きたとき、ふりかえって目にする建物がもしそうした建物であるのなら、未来に希望を託せるはずである。

- 1 大岡實「法隆寺塔、金堂解体の思い出」川崎市立日本民家園大岡實博士文庫資料4-3-11-134 未発表原稿
- 2 中村元訳『ブッダ最後の旅』岩波文庫 1980年
- 3 ジョン・ラスキン『建築の七燈』（杉山真紀子訳 鹿島出版会 1997年）の「第六章 記憶の燈」より。
- 4 網野善彦「百姓と建築」『中世民衆の生業と技術』東京大学出版会 2001年
- 5 中村琢巳『近世民家普請と資源保全』中央公論美術出版 2015年
- 6 『重要文化財江川家住宅修理工事報告書』重要文化財江川家住宅修理委員会 1963年
- 7 『国立市古民家復元の足跡 一国立市指定文化財・旧柳澤家住宅一』国立市教育委員会 1992年

- 8 安田徹也「江戸時代における民家史研究」『建築史学』第74号 2020年3月
- 9 坂井禎介「近世民家における見せかけの柱と束」『建築史学』第74号 2020年3月
- 10 土屋和男「近代数寄者の茶会記録に見られる「田舎家」に関する記述」『日本建築学会計画系論文集』第78巻第687号 2013年5月

「佳作」

記憶の中の 住まい

丸野健雄

元南阿蘇村新所区区长



- 1944年3月 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字新所に生まれる
- 1968年3月 熊本商科大学商学部卒業
- 1969年4月 加納製陶株式会社（岐阜県）入社（労務管理）
- 1984年1月 帰郷。東亜シルク株式会社入社（不動産管理）
- 1989年5月 民宿「希望荘」自営。のちに新規就農者の寄宿舍として運用。DV被害女性受け入れ
- 2011年4月 新所区副区長（北部九州豪雨災害）
- 2013年4月 新所区区长および老人会会長
- 2016年4月 避難所運営委員長（熊本地震）
- 2017年3月 熊本市に移転

南阿蘇村立野は阿蘇火山の周囲を取り巻く外輪山が唯一途切れた火口瀬と呼ばれる地域です。

民話によると、その昔、外輪山の中は5岳を残して、湖になっていました。阿蘇の大明神「建磐龍尊」（たけいわたつのみこと）はこの湖の水を抜いて、農地を作ろうと、外輪山の一部を蹴られました。外輪山が破れ溜まっていた水が流れ出し、阿蘇の5岳の北側の阿蘇谷と南側の南郷谷に豊かな耕地が現れました。

この尊が蹴られたところが立野です。

立野地区はカルデラの外側ではありますがやはり外輪山の一部、南向きの急斜面の中山間地です。阿蘇谷を流れ来た黒川と、南郷谷を流れ来た白川は立野で合流し、白川となり熊本平野を経て有明海に流れ込みます。

立野から西を見れば、熊本平野そして有明海さらにその先には雲仙普賢岳が望めるそれは景色がよい自慢の土地でした。

立野地区は急傾斜の土地ですから、田畑を潤すほどの水はありませんでした。1658年、肥後細川藩の殿様の命により阿蘇谷を流れる黒川から井手（人工の川）を掘り、水を引いてきました。これによりこの地は棚田ではありますが水田耕作ができるようになりました。この工事をしたのが肥後藩の下級武士たちでそのまま立野に住み着くことになりました。彼らは通常稲作をしていましたが、ことあるときには鉄砲を持って戦う武士（地筒）と呼ばれていました。

この地域が大きく様変わりしたのはおよそ110年前、道路（日向往還＝国道57号線、豊後往還＝国道325号線）が整備され、JR（当時は国鉄）豊肥線、高森線が開通し交通の要所となったところからです。

1914年この井手の水の水利権を九州電力に貸与して、黒川第1発電所が出来ました。この水力発電所は、すでにある水路を拡幅するだけで250メートルの落差が生まれ、当時では全国1の発電量でした。

立野地区は3つの行政区からなり、360世帯、880人が住んでいました。熊本市まで近いということもあり、専業農家は少なくほとんどが勤めに出ながら食べるだけの米を作るそんな人ばかりでした。この地も、他の中山間

地と同じく若い人は外に出て、残るのは老人ばかりです。震災前の高齢化率は44パーセントでした。2012年立野小学校が生徒不足で廃校になり、限界集落に近いことを思い知らされていました。

私は、井手掘りと開田のために連れてこられた下級武士「丸野亦座衛門」の何代目かの子孫で1944年ここに生まれ育ちました。大学を出たのち15年ほど県外に出たことがありますが、そのほとんどをこの立野で過ごしていました。私は、妻と二人の息子の4人家族でしたが、子供たちはそれぞれに就職してこの土地を離れていました。私は立野で民宿を経営していましたが、65歳の時廃業し、夫婦二人だけの穏やかな生活をしていました。過疎化と高齢化が進んだ集落には子供たちが働く場所もなく、子供たちが帰ってくることはあきらめていました。村人たちと仲良く暮らしこの地で死ぬものと思っていました。心配事は、両親から受け継いだ大きな家をどうするかということぐらいでした。

我家は、父が1952年に建てたものですが、子育て（4人）の為に2階建ての大きなものでした。私達が住むようになる前何度か空き家にしたこともあり、白アリの被害も見られました。自分たちの年齢のことを考えると、リホームする気にもなれずにいました。

しかし、大雨が降れば「裏山が崩れはしまいか」台風が来れば、柱がきしみ家は悲鳴を上げ、「壊れはしまいか？屋根瓦が飛んでいきはしまいか？」と恐れ気が気ではありませんでした。また南国熊本とはいえ高原の冬は寒く、隙間風に震え上がっていました。

2016年4月14日夜9時に発生した、震度7の地震はそれこそ余震にすぎませんでした。翌日は棚から落ちたものを片付けながら、被害が少なかったことを喜んでいました。その夜、日付が変わった午前2時ごろ再び襲われた地震は7強、地面が引き裂かれ、あるいは山が崩れたような地響きを立て、縦に横に大きく揺れました。古く大きな2階建ての我が家は柱がきしみ、屋根の瓦が落ちる音、ガラスが割れる音、物が落ちる音、家具が倒れる音、雑多な音と、立っでは居られないほどの揺れに「死ぬかもしれない」と覚悟をしました。何分揺れたのでしょうか、少し収まった

ので外に出てみました。家財道具が転がり散らされたガラスの中を手さぐりで脱出です。玄関のドアは動きませんでしたがベランダのサッシが開いていました。まだ暗い中でしたが、瓦が落ち屋根には穴があいているようでした。閉めていたはずのサッシの窓が開き、ブロック塀が倒れていました。我が家の庭には大きな亀裂が入り、石垣も一部崩壊していました。まだ数分おきに余震は続いていました。「ここには危ない」広いところに避難しなければと思いますが、我が家の下の道は一部が崩れおち、隣のお宅のブロック塀が倒れ、通ることができません。私達は明るくなるまで庭から動くことができませんでした。そのうち、東の山の方から、ザーと水が流れる音がしてきました。「九州電力のヘッドタンク（貯水槽）が壊れたな！」と理解しました。明るくなった時、地元の庭師さんが小さな重機を持ってきて道を車が通るだけ片づけてくれました。おかげでようやく、着替えや毛布などのわずかな寝具、洗面道具等を運び出し廃校になった小学校へ避難することが出来ました。

明るくなるというろんな情報が届くようになりました。国土57号線が山崩れで1キロほど無くなった。国道325号線にかかる阿蘇大橋が落下した。九州電力の水槽が壊れ、大量の水が集落に流れ下り二人の人が亡くなった。JR豊肥線が土石流に流され通れなくなった。民営化された高森線もトンネルとか鉄橋が壊れたなどのインフラが大きな被害を受けたことがわかりました。また地震はこの地区だけでなく、日奈久断層に沿って、南阿蘇村、西原村、益城町、熊本市などにも大きな被害を及ぼしていました。

私達が避難した小学校もまだ余震は続き「建物内は怖い」ということで校庭の車の中で過ごしていました。2日目からボランティアによる炊き出しが始まりました。避難10日目の朝、その日は大雨が降るという予報が発せられ、この小学校も土石流の危険性があるということで、熊本県警の機動隊が何台ものバスでやってきて、小学校に避難している人はもちろん、自宅にいた人も強制的に地区外に出されました。

私たちはとなりの菊池郡大津町の本田技研熊本工場の体育館に連れてこられました。こ

の体育館も屋根が壊れていましたので、併設のフィットネスルームに押し込められました。狭い部屋に100人が寝るのですから、窮屈ではありました。それでも久しぶりに手足を伸ばして寝ることができました。

この避難所には8月12日まで4か月とどまることになりました。

ようやく仮設住宅が完成し、多くの住民がそちらへ移転しました。

仮設住宅には建設型と、借り上げ型があり、建設型は、国有地などの遊休地や、民間の土地を借りた広大な土地にプレハブの住宅をまとめてつくるものです。熊本県では7200棟の仮設住宅が作られました。南阿蘇村でも400棟の仮設住宅が村内外に作られました。私たちは立野地区の住民の仮設住宅は、立野地区内は危険であるということで隣の大津町に2か所（113棟）作られました。仮設住宅は狭くはありますがプライバシーが保たれ、また、ペットも同居できるのでそれは楽になりました。

何より、行政の目も手も届き、必要な情報がスムーズに届きました。また全国から義援金や支援の物資が大量に届きました。

住宅の中央には、コミュニティセンター「みんなの家」が建てられ、住民は、慰問団のサービスを受けることができ、避難住民の集いの場として利用できます。

私が選んだ借り上げ型仮設住宅（みなし仮設）とは民間のアパートなど賃貸物件を行政が借り上げて被災者を住まわせるというものです。被災者は自分の好きな場所、気に入った間取りの家に住むことができます。特に老人にとっては買い物や通院に便利なところを選択できます。しかし行政の手は届きにくく、またボランティアの支援もほとんど届きません。特に、知らない土地のアパートに入居した人は近隣との付き合いが上手にできず寂しい思いをしました。また、十分な情報が不足し、「置いてきぼり」の不安感にさいなまれます。

建設型仮設住宅と比較し、みなし仮設は、物心両方の支援がはるかに少ないのが現状です。

この差を埋めようと、大学の先生たちが立ち上げられ企業や行政が支援したボランティア団体があります。

「つながるエリア」という熊本県全域のみなし仮設入居者を集め、支援物資の配布、歌謡とかマジックなどのイベント、お好み焼き、ラーメンなどの飲食、それに、住宅再建などの相談の会を開いていただきました。

この会により「自分たちは見捨てられていない」という安心感を持つ事が出来ました。また、久しぶりにあう、住民同士の会話も弾み元気になります。何より、心配事を相談できるブースがあり助かります。

此处で私は熊本県建築士会の持田美沙子さんに最初にお目に係りました。

2017年10月31日、私たちの長期避難指示は解除されました。これにより、自宅の被害が軽く（一部損壊）少しの手直しで住める人は帰ることができるようになりました。しかし多くの人は、それから新たな住居の再建に取り掛からなければならなかったのです。2018年に完成予定の、村内に建設される災害公営住宅に入居を希望される人、村内外に新築される人、中古の住宅を求める人など、様々ですが皆さんは、まだ仮設住宅から出ることはできませんでした。村に帰った人は1割に過ぎませんでした。

立野地区には44世帯分の災害公営住宅が建てられました。しかし入居したのは33世帯でした。

私は、リバースモーゲージを利用し住宅取得する決心をしました。

我家の被害の判定は「半壊」でしたが、私たちの地域全体が土石流災害の危険があるということでは長期避難を強いられ、家に帰ることが出来なくなり、屋根にブルーシートを張るなどの処置ができませんでした。被災した翌々日から雨が降り、我が家は壊れた屋根から雨が降りこみました。1か月ぐらいたって一時帰宅が許されたとき我が家を覗くと、落下した道具や倒れた電気製品、割れたガラス、ゆがんで動かない建具、すでに畳にはキノコが生えていました。そのうえ臭くて、この家を直して住むことはあきらめました。家屋の被害が半壊以上の家は、公費で解体してもらえることになりました。

私の家の敷地は、地震の後の査定で土砂災害危険地域に指定され、「出来るなら他の土地に移転してほしい」と言われました。移転す

るなら300万円の移転費が支給されるというのです。雨が降っても風が吹いても怖い、買物にも、通院にも不便、そんなところから逃げ出したいとさえ思っていた私ですから、さっそく熊本市への移転を決意したのです。

私は熊本県が推奨したこのリバースモーゲージなる制度を使って熊本市内に中古のマンションを購入しました。この制度は購入費用の6割を貸してもらい、その返済は利子だけというものです。そして利子補給分として最初に100万円が支給されるのです。私の場合750万円の借り入れをして毎月17000円の利子を払うわけですが、すでに6年分ぐらいは貰っていることになります。借りている750万円の返済は私でなく息子でもよいのです。息子が「不要」といえば私が売り払って返済してもよいし。死んだときに一括返済すればよいことになっています。つまり今後の支払いや、処分を選択肢が多い住宅取得だと思えます。しかしこの制度には手続きに高いハードルがありました。

そんなことでこのリバースモーゲージは熊本県でもあまり利用者はいなかったようです。県は利用を促す宣伝のテレビ番組を作るために、県のキャラクター「くまモン」を我家に派遣してきました。

村の災害公営住宅が完成し、ほとんどの被災者がそれぞれの新たな住居を得た2019年春、熊本県建設士会の持田さんが我が家を訪ねてきました。

彼女は「記憶の中の住まい」作りに私の家を使わせてもらいたいというのです。

私は地震により住み慣れた家を無くした、悔しい思いと、永く生活してきた家に対する思い出を残すことだろうと想像は付きますが、どんな形になるのかもわかりませんでした。それでも承諾しました。

持田さんは何度か我が家に話を聞きに来てくれましたし、仲間と共に、被災した集落や我家（跡地）を見にも来てくれました。

余りの熱心さに、私が持つ「無くなってよかった」という我家への想いと、彼女らが思う家に対する思いに差があるようで、申し訳ないとさえ思い始めていました。

私は、その家が、何かと怖い、住みにくい、なんてどちらかというと、否定的な思い出し

かなかったのです。

「出来ました！」と連絡をいただいても、何が出来たのか、想像できずにいました。

いただいた「記憶の中の住まい」は期待していたものとは程遠いどちらかというと薄っぺらなイラストでした。

半信半疑で開けてみると、そこには我が家から見降ろした熊本平野そして有明海、その向こうの雲仙、そして我が家の間取り、その場所にある思い出が書きこまれていました。

私の頭は何の抵抗もなくタイムマシンに乗っていました。子供の頃、青春のころ、子育てで苦しんだ頃、地区の区長など地域の仕事をさせてもらった頃に瞬時に戻ることが出来ました。そこには両親も兄弟も、隣の幼馴染も、意地悪なおじさんも、すっかり忘れていた人たちが次々に現れるのです。初めて食べたバナナも、アイスキャンディーも、食べなくなかった春菊も、裏庭の池の鯉も、飼っていた猫も、犬のコロのことも、忘れていたことが次から次へと出てくるのです。我を忘れて見入ってしまいました。

まさしく今の私を育ててくれた、「住まい」がそこにあったのです。私が好きでなかった我家も、否定できないものだったのです。

私はこの感動を、自分ひとりじめはいけなしいと思い、兄妹にもお裾分けしたくなりカラーコピーして送りました。この家を壊すにあたり、兄弟に相談もせず承諾ももらっていませんでした。

すると、「間取りが違う」「この部屋にも炬

燵があった」「床下でもやしを育てた」「学校から帰ると池づくりの手伝いをさせられた」「親爺は教員の給料だけで生活すればよかったのに、経験がない百姓などするから、子供たちまで苦勞させられた」なんて思い出が噴き出たようです。

長兄など、戦後朝鮮から引き揚げてきて、おながすいていたこと、着るものがなく苦勞したことなど電話が切れませんでした。

もしこれが写真だったら、その画面の1シーンを思い出すだけで終わったものでしょうが、薄い色のイラストだからこそ想像が広がるのでしょうか？そこまで計算されたものだったのでしょうか。

私は建築士というと、建設という通り新しいものを作り出す人たちと思っていましたが、この「記憶の中の住まい」は前向きではありませんが高齢化が進むこの社会において、老人たちの記憶を呼び起こし、兄弟、親戚、友人知人との絆を紡ぎ、生きる目的にもなりそうです。



「記憶の中の住まい」～丸野邸の思い出～

「佳作」

変遷する京都御所の レガシーに関する考察

柳澤巧磨

日建設計 設計部門



1989年生まれ。2011年京都府立大学環境デザイン学科卒業。2014年大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻修了。京都市内の設計事務所を経て、2020年～日建設計勤務。専門は建築意匠設計。一級建築士。

1. 序章

かねてより、「都市間競争（地域間競争）」という言葉に違和感がある。当たり前であるが、勝者の裏には敗者がいる。負ける地域を生み出して良いのだろうか。例えば、地域ブランディングにおいて、①行きたいまち、②買いたいまち、③住みたいまちの3つの視点から、地域の価値を高めていくが¹⁾、競争に傾倒するあまり、3点のバランスに偏りが生まれるはしないだろうか。都市間競争が必要というならば、せめて、その競い方には慎重でありたい。

ブランド総合研究所が実施した「地域ブランド調査2020」において、市町村の魅力度ランキング1位は京都市である²⁾。上述の3点に該当する、①観光意欲度、②産品購入意欲度、③居住意欲度のいずれにおいても高スコアである。海外に目を向ければ、アメリカの大手旅行誌であるコンデ・ナスト・トラベラーが発表した2020年の「世界人気都市ランキング」で、京都が初の1位に選ばれている³⁾。京都は、国際的にも比較的競争優位な都市といえる。

京都で育った筆者にとって、喜びの一方で、先程の違和感は拭い切れない。京都が離れていくような感覚、何のための競争か分からない虚無感がある。長い時間の中で築かれた都市の遺産（歴史・文化・経済・政治・環境等）をどう受け継ぎ、どう未来へ繋ぐべきか。いま改めて、「誰のための京都か」問いたい。

そこで、本論考では、まず、京都において都市の遺産がどのような形で現代に受け継がれてきたか、その変遷の一端を明らかにする。考察の対象として、京都御所を取り挙げる。京都御所は、京都市の中心部に位置しており、その歴史はとりわけ長く、現在でも多くの利用がなされていること、また、京都市民にとって心の拠り所でもあることから、京都を象徴する場所として、考察の対象に適していると考えた。いま京都が“疾走する”都市間競争の実態に迫った上で、将来の展望についても述べていきたい。

2. 天皇の住まいから国民の公園へ

はじめに、京都御所の歴史を簡潔に紹介する。京都御所は、京都市上京区にある旧皇居

である。現在の京都御所は、臨時の内裏として利用される「里内裏」のひとつであった東洞院土御門殿をルーツとする。1331年に光厳天皇が即位して以来、明治に至るまでの約550年間、「天皇の住まい」として使用され続けた場所である⁴⁾。

1869年以降、都が東京に移り、多くの公家達が京都を後にしたため、公家町は急速に荒廃した。しかし、1877年に、明治天皇の御沙汰により「大内保存事業」が開始され、屋敷の撤去、外周石垣土塁工事、道路工事、樹木植栽等の整備がなされ、1915年に、ほぼ現在の京都御所の姿が整った。1947年、京都御所は、新宿御苑、皇居外苑とともに、「国民公園」と位置付けることが閣議決定され、1949年に、厚生省の管理運営のもと、努めて現状の回復保存を図るとともに、公園及び庭園として広く一般に開放され、利用されるようになった。1971年以降、国民公園の管理は厚生省から環境省に移り、京都御所は公園的な役割に加え、大都市の中の広大な緑地としての自然環境を保全し、自然とのふれあいを推進していくという役割も担うようになった（図-1）⁵⁾。

以上のように、京都御所は、「天皇の住まい」から「国民公園」へと役割を移行し、現代に受け継がれている。



図-1 国民公園として整備された現在の京都御所

3. 都市のオープンスペースとして

京都御所は、「京都御苑」とも呼ばれ、約100ヘクタールの広大な敷地を持つ。1947年の公園化以降、都市のオープンスペースとして、京都市民や国内外からの観光客に広く親しまれてきた。過去には、歴史的風致や秩序維持のために、一般利用が制限される時代もあったが、近年では、管理や利用にあたり、市民参加の場面が増える傾向にある。小沢⁶⁾は、京都御所における各種事業と市民参加の関係性の実態を明らかにした上で、幅広い層

の継続的な市民参加によって、京都御所の保全とより良い利用は、さらに充実していくと述べている。また、京都御所は、京都市民にとって、精神生活の中心として、尊崇の念の対象とされている。井原⁷⁾は、京都御所がもつ文化的な性質を「精神性」と称し、景観づくり（整備・改修・管理）と密接な関係があるとした上で、京都御所の精神性は、皇居の固有性に根差しつつも、社会と時代の要請に柔軟に対応した拡がりを持つと述べている。京都御所の精神性と市民の間に、相互作用が見て取れるのだ。このように、現代における京都御所は、物理的にも心理的にも、京都市の重要な「社会資本」として位置付けられている。

整備された社会資本が機能することによって、継続的に得られる効果をストック効果という。国土交通省は、都市公園のストック効果を9項目にまとめているが⁸⁾、京都御所においても、利用実態からすると、いずれの効果も発揮していることが分かる（表-1）。

ストック効果	京都御所の利用実態
① 防災性向上効果	・京都市広域避難場所に指定 ・指定収容人数173,500人
② 環境維持・改善効果	・65haの広大な緑地 ・野鳥の観察スポット（生物多様性）
③ 健康・レクリエーション空間提供効果	・京都御苑富小路広場（野球場）の提供 ・テニスコートの提供
④ 景観形成効果	・四季折々の自然を感じる植栽計画 ・周辺エリアの高さ制限の設定
⑤ 文化継承効果	・拾翠亭（数寄屋風書院造）の貸出 ・茶会、俳句会等に限定
⑥ 子育て・教育効果	・児童公園、児童公園休憩所の設置 ・自然に関する本を配架する「森の文庫」
⑦ コミュニティ形成効果	・葵祭、時代祭における場の提供 ・瓦版「京都御苑だより」の発行
⑧ 観光振興効果	・歴史的建造物の保存 ・みどころ案内、ミニガイドの実施
⑨ 経済活性化効果	・土産物店、レストランの設置 ・清掃、草刈、施設管理などの雇用創出

表-1 ストック効果と京都御所の利用実態

つまり、かつて皇居であった京都御所は、公園化されたことにより、都市のオープンスペースとして機能し、多様な好影響を後世に残すことができた。この事は、京都御所がもたらした遺産、すなわち、レガシーと捉えられる。C.GrattonとH.Preuss⁹⁾は、「レガシー・キューブ」という概念を用い、レガシーの在り方について、①計画的なものか偶発的なものか、②有形のものか無形のものか、③ポジティブなレガシーかネガティブなレガシーかの3つの視点で類型化している（図-2）。では、これまでに述べてきた、京

都御所における皇居の公園化に伴うレガシーについて、レガシー・キューブの視点から振り返ってみよう。i) 京都御所は、政府の閣議決定により国民公園として用途を変更された。ii) 場所や景観など、京都御所自体がレガシーになる事もあれば、文化継承やコミュニティ形成など、無形のレガシーもある。iii) そして、これらは都市や市民にプラスの効果を与えている。よって、京都御所における皇居の公園化に伴うレガシーを、①計画的な、②有形／無形の、③ポジティブなレガシーに分類する。ここまでの京都御所の変遷を、一次レガシーと定義づけ、次の展開に進みたい。

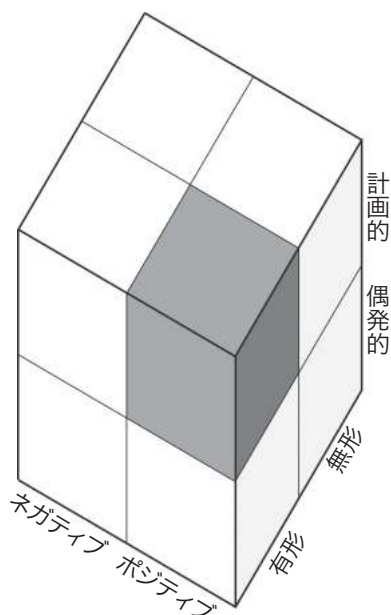


図-2 レガシー・キューブの概念図
（出所）C.Gratton & H.Preussを元に筆者作成

4. 京都御所エリアの形成と価値向上

京都御所は、国民公園という単体の枠組みに収まらず、「京都御所エリア」として認識されることも増えてきた。本章では、京都御所が点から面へと展開した過程について、「教育」と「観光」の2つの視点から考察を行ない、京都御所のレガシーの変遷に注目していきたい。

（1）教育の視点から

京都御所エリアの成り立ちについては、様々な要因があるだろうが、まず、ここでは「学区」を取り上げる。京都御所エリアを論じる上で、「京都市立御所南小学校」の存在が大きいと考えるからだ。御所南小学校は、1995年に、梅屋小学校、竹間富有小学校、龍池小

学校、春日小学校（いずれも、京都市立）の4校の統廃合により、開校した。少子化の影響によるもので、開校当初の児童数は662人であった。2002年に、御所南小学校は、全国初の「コミュニティスクール」に指定された。コミュニティスクールとは、学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みである¹⁰⁾。コミュニティスクールのほかにも、読解力育成に重きを置いた教育方針や、「京都市立御池中学」との小中一貫教育も保護者の関心を集め、そこに、京都御所に近接する環境の良さも相まって、御所南小学校は人気校となっていく。子育て世代の京都御所エリアへの転入が進み、2015年の児童数は、開校当初のおよそ2倍の1,271人となった。2018年には、御所南小学校から400メートル離れた場所に、「京都市立御所東小学校」が新設され（図-3）、児童数の分配が行われた。少子化の昨今、極めて稀な事例である。京都御所は、「学区」をきっかけにエリアとして認識され始め、その後の小学校のブランド化に伴い、京都御所エリアの価値が向上したといえる。



図-3 御所南小と御所東小の学区・立地関係

（2）観光の視点から

次に、京都御所と観光の関係に着目する。京都市産業観光局が2019年に実施した「京都観光総合調査¹¹⁾」によると、入浴した外国人観光客の22.7%が京都御所を訪れており、訪問地のなかで9番目の多さである（日本人観光客は8.3%）。観光コンテンツとして高い満足度を示している一方、京都市の中心部に位置する立地の良さから、観光拠点としても需要があると考えられる。京都御所エリアで

は、首都圏や海外の富裕層が「セカンドハウス」としてマンションを購入する実態も報じられている¹²⁾。京都市内全体の数値ではあるが、外国人観光客の宿泊する施設は、ホテルが63.4%に対して、マンションが17.3%である¹¹⁾。民泊の影響を差し引いても、マンション宿泊者は想像より多く、京都御所エリアも例外ではない。京都御所エリアは、海外を含む京都市外の人々にとって、“時には”住みたいまちと認識されつつあり、エリア価値向上の一つの要因となっている。

(1)、(2)で記した、京都御所エリアの形成と価値向上に伴う一連の動きは、京都御所を公園化した際の行政の想定を超えていると推察する。一次レガシーの「計画的な」性質が、「偶発的」なものに変化しているのだ。この変遷を京都御所の二次レガシーと定義し、例によって、レガシー・キューブを用いて、①偶発的な、②有形／無形の、③ポジティブなレガシーに分類する。ここでは、エリア価値の向上を、より具体的に、「居住意欲度の向上」と読み替え、ポジティブに該当すると判断した。

5. 京都御所エリアの拡がり

京都御所がエリアとして認識され、価値が向上するにつれて、それを享受しようとするマンション開発が盛んに行われるようになった。マンションが単に住まうだけでなく、教育や観光の受け皿になっている実態は、前章で述べた通りだ。京都御所エリアには、明確な定義がないため、ここでは、建物名称に「御所」を冠するマンションを“京都御所エリアのマンション”と仮置きしよう。実際に、1970年～2019年に竣工した京都御所エリアのマンションを調査し、集計すると、91棟あることが分かった。本章では、このデータを用いて、京都御所のレガシーの現在地を突き止めたい。

まず、年代別の竣工数をみると、徐々に竣工数が増加し、近年では、高水準で推移している傾向が表れている(図-4)。1995年は、御所南小学校が開校した年であり、2000年は、京都市が「観光客5000万人構想」を宣言し¹³⁾、観光政策に力を入れ始めた年である。経済状

況など他の要因もあるだろうが、概ね、前章の考察と相関があるといえる。東西南北のエリア別にみると、「御所南」、「御所西」が多く、それぞれ約40%を占めている(図-5)。一方、「御所北」の少なさは特徴的で、わずか6棟である。京都御所の北側は、同志社大学今出川キャンパスがあるため、そもそもマンション用地が少ないことが関係していそう。

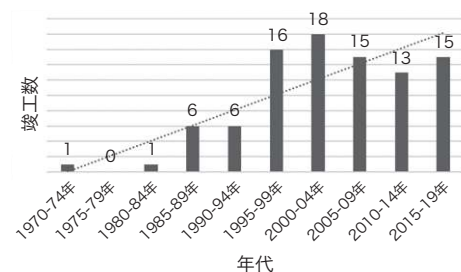


図-4 京都御所エリアのマンション竣工数

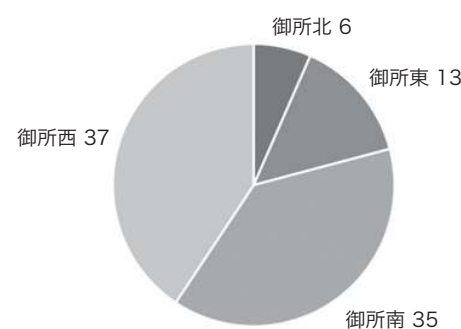


図-5 京都御所エリアのエリア別マンション棟数

次に、マンション開発の拡がり方を把握するため、マンションの所在地を地図にプロットし、年代別に示した(図-6)。面白いことに、京都御所エリアが徐々に拡大しているように見える。より客観的な見解を述べるべく、各マンションから京都御所外縁までの直線距離をCADで計測し、年代別の平均距離を算出した。1970年～1989年に171メートルだったものが、2005年～2009年をピークに、418メートルまで伸びている。やはり、印象だけでなく、京都御所エリアの拡大が数値にも表れている。

つまり、京都御所から離れた場所であっても、「御所」と名乗る現象が起きているのだ。築き上げたレガシーが過剰に消費され、京都御所の意味は漂白されていく。この“レガシーの浪費”は、何を示すのか。考えられるのは、京都御所エリアという「商品価値」に便乗する商用利用の広がりである。マンション名称に御所を冠することで、「使用価値」は何ら変わらなくとも、本来の価値以上の価格

で売り出されるのである。その結果、首都圏や海外の富裕層など京都市外の購入者が増加し、しわ寄せとして、若年層の市外流出が起きていることは危惧すべきだ。いま、京都御所エリアは、ジェントリフィケーションの負の側面に見舞われている。

レガシーの浪費に伴う“京都御所のスプロール化”により、①偶発的な、②無形の、③ネガティブな三次レガシーが姿を現した。偶発化、無形化されたレガシーが過剰に消費されることによって、本来ポジティブな影響を享受すべき対象が置き去りにされてしまう危険性が示唆されている。

6. 終章

(1) 持続可能なレガシーに向けて

これまでに述べた、京都御所のレガシーの変遷を表-2に整理した。ポジティブからネガティブに転じる過程は、京都御所に限らず、一般論としても理解できよう。レガシーが過剰消費され、本来の意味や対象を失う根本的原因は、資本主義を背景とした終わることのない都市間競争にあるのではないか。そうだとすれば、将来に向けてどうすれば良いのだろう。考察のきっかけとして、三次元のレガシー・キューブに、もうひとつの軸を与えてみよう。四次元化すること、すなわち、時間軸を導入し、「持続可能か、否か」という4つ目の視点を追加することである(図-7)。都市間競争に参加する立場であっても、長期的なビジョンを持つこと、そして、走り続けることができる仕組みづくりを行なうことにより、レガシーを持続可能なものとして、未来に繋げていこうとする考えである。

京都御所のレガシーの変遷と類似する例として、西宮市では、教育環境の保全を目的として、生徒の受入が困難な学校区を指定し、大規模マンション等の建築を制限している。また、熱海市では、リゾートマンションなどの別荘所有者に対する課税を行なうことで、都市インフラの整備費用を補填すると同時に、新規開発への抑止力としている。どちらも、都市のレガシーを浪費せず、持続させようとする有効な手立てである。

しかし、持続可能なレガシーに向けては、行政主導のトップダウン型の方法論だけでは

十分ではない。行政が都市間競争のギアを上げ続ける限り、レガシーの浪費を止めることが困難であるからだ。そういった意味では、自治の精神に基づき、地域（市民）が主体となるボトムアップ型の方法論も必要である。例えば、京都市の姉小路界隈では、市民による町並み保全に向けた継続的な活動を後追いする形で、建築協定や地区計画等の制度が整備された。町内のしきたりを記した「姉小路界隈町式目」の策定に見られるように、将来像を共有できるコミュニティの存在も重要といえる。

京都御所レガシーの変遷		レガシー・キューブの評価軸		
一次	皇居の公園化	計画的	有形／無形	ポジティブ
二次	周辺エリアのブランド化	偶発的	有形／無形	ポジティブ
三次	御所のスプロール化	偶発的	無形	ネガティブ

表-2 京都御所のレガシーの変遷

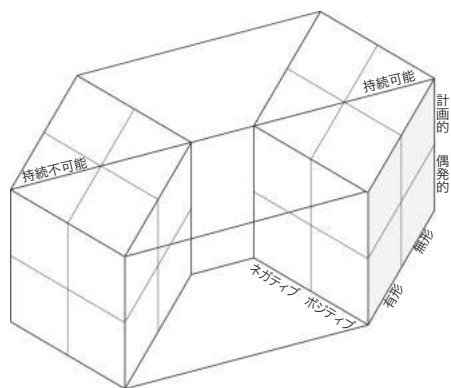


図-7 レガシー・キューブの四次元化

(2) わたしたちのレガシー

変遷する京都御所のレガシーに関する考察から見えてきたのは、自分たちだけが良ければ良いという競争原理だけでは、ポジティブ

に積み上げられたレガシーが浪費され、本来の意味や対象を失い、やがてネガティブに転じるという構造であった。そこで、レガシーを持続させるために、行政主導のトップダウンと、地域主体のボトムアップの両方が必要であると述べてきた。つまり、i) 事業者（事業の消費者も含む）には長期的な合理性が、ii) 行政には公平を期すバランス感覚が、iii) 地域には自治的な姿勢がそれぞれ求められている。このようなマインドが育まれることで、相乗効果が発揮されれば、レガシーは自ずと持続可能性を帯びてくるだろう。冒頭で「誰のための京都か」を問うたが、その解は「誰のためのものでもない」と結論づけられる。“わたしたち”のものなのだ。ここでレガシーを消費しきってしまうのか、未来へ繋げられるのか、一人一人が考え、行動しなければならない。

参考文献

- 1) ㈱博報堂 地ブランドプロジェクト：地ブランド，弘文堂，pp.14-15，2006.
- 2) ブランド総合研究所HP：http://tiiki.jp/brand_research/index.html
- 3) 京都市情報館HP：
https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/cmsfiles/contents/0000275/275856/condenatraveler2020.pdf
- 4) 一般財団法人国民公園協会 京都御苑HP：https://fng.or.jp/kyoto/
- 5) 環境省HP（京都御苑＞公園紹介＞歴史）：http://www.env.go.jp/garden/kyotogyoen/1_intro/history.html
- 6) 小沢晴司：国民公園京都御苑における市民参加による公園づくりに関する考察，ランドスケープ研究，2011.
- 7) 井原緑：京都御苑の景観変遷と「精神性」の系譜，ランドスケープ研究，2002.
- 8) 国土交通省都市局公園緑地・景観課：都市公園のストック効果向上に向けた手引き，2016.
- 9) C.Gratton & H.Preuss：Maximizing Olympic impacts by building up legacies，
The International Journal of the History of Sport 25 (14)，2008.
- 10) 文部科学省初等中等教育局：コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について，2014
- 11) 京都市産業観光局：京都観光総合調査，2019
- 12) 京都新聞，2019年5月23日
- 13) 京都市産業観光局：入浴観光客数5000万人達成について（市長記者会見資料），2009

画像引用元

図-1) 野に咲く花の写真館（花のフリー写真素材）：
http://linghum.blog119.fc2.com/blog-entry-325.html



図-6 京都御所エリアの年代別マンション立地

大阪府生活環境の保全等に関する条例改正

―石綿規制について―

徳光 誠

大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課

改正の背景

大阪府では、大気汚染防止法（以下「法」という。）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、飛散性の高い石綿含有吹付け材や石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材等（以下「吹付石綿等」という。）いわゆるレベル1・2建材については法で、それらと比較すると飛散性が低いといわれているレベル3建材のうち、石綿含有成形板（樹脂による被覆・固形化されたものを除く）については条例で規制し、またそれらに加え、敷地境界での石綿濃度基準や濃度測定義務など独自の制度を設けて総合的な取り組みを講じてきた。

今般、法が改正施行されたことを受け、現行条例の規制を維持しつつ、法と条例の整合性を図るために、条例を改正するものである。

主な改正点

■石綿除去に係る作業基準

現行条例では吹付石綿等の除去に係る作業基準として、法の作業基準に加え多量の水を使用した際の排水処理について規定している。改正条例でも改正法の作業基準に加え、排水処理の規定を残すこととした。また、レベル3建材のうち成形板の除去作業については、飛散防止幕の設置・原形手ばらし・散水・除去後の建材の破碎の禁止・やむを得ず切断する際の集じん装置の使用等を作業基準として規定しているが、改正法で新たにレベル3建材の作業基準が規定された。住工が混在している府域の特性や石綿の飛散リスク低減の観点から、改正条例では、改正法と現行条例を比較し、飛散防止幕の設置や除去後の建材の破碎の禁止等、法では規定されなかった基準を残すことで、より安全確保につながる作業基準となるよう規定した。

■石綿除去作業に係る届出

（届出対象の建材）

現行条例では先述のとおり、法規制対象建材の他、成形板（樹脂等で被覆・固化されたものを除く。）を規制対象としていた。改正法では、規制対象については全ての石綿含有建材となったが、届出対象は吹付石綿等のままと変更はなかった。改正条例では、現行条例で対象外であった樹脂等で被覆・固化されたビニル床タイル（Pタイル）等を含む全ての石綿含有建材を届出対象とすることとした。

（届出の面積要件）

現行条例では、石綿含有成形板（樹脂等で被覆・固化されたものを除く）の使用面積が1,000㎡以上の作業について届出義務を課している。今回の改正法・条例で全ての石綿含有建材が規制対象となったことを考慮し、届出対象建材も、石綿含有成形板及びその他の石綿含有建材（吹付石綿等及び仕上塗材を除く。以下「成形板等」という。）とし、面積要件を成形板等の使用面積の合計が1,000㎡以上の作業とした。例えば、石綿含有スレート板が500㎡、石綿含有Pタイルが500㎡使用されている建物を解体する場合は、石綿を含有する成形板等の使用面積の合計が1,000㎡となるので届出が必要となる。

また、法の届出対象建材から外れた石綿含有仕上塗材についても、条例の届出対象とし、届出要件を使用面積が1,000㎡以上の作業とした。成形板等と仕上塗材については法の作業基準が別であることから、使用面積の合算はしないこととしている。そのため、石綿含有スレート板が500㎡、石綿含有仕上塗材500㎡使用されている建物を解体する場合は、成形板等と仕上塗材については使用面積を合算せず、それぞれが1,000㎡未満になることから届出は不要となる。その他の届出要否の判断例

【届出の要否 判断例】

No	石綿含有建築材料①	除去面積 (㎡)	石綿含有建築材料②	除去 面積 (㎡)	合計		届出
					区分	面積 (㎡)	
1	外壁の仕上塗材	1,000	—	—	仕上塗材	1,000	必要
2	スレート板	500	ビニル床シート	500	成形板等	1,000	必要
3	スレート板	500	外壁の下地調整塗材	500	成形板等	1,000	必要
4	外壁の仕上塗材	500	—	—	仕上塗材	500	不要
	—	—	外壁の下地調整塗材	500	成形板等	500	
5	外壁の仕上塗材	500	—	—	仕上塗材	500	不要
	—	—	スレート板	500	成形板等	500	
6 ※	外壁の仕上塗材 （下地を同時に除去）	500	外壁の下地調整塗材 （塗材を同時に除去）	1,000	仕上塗材	500	不要
					成形板等	500	
7 ※	外壁の仕上塗材 （下地を別々に除去）	500	外壁の下地調整塗材 （塗材を別々に除去）	1,000	仕上塗材	500	必要
					成形板等	1,000	

※双方が重ね塗りされている場合で、高圧水洗工法等で同時に取る場合は一つの建材（仕上塗材）として取り扱う。なお、別々で除去する場合は、2つの建材（仕上塗材、成形板等）として取り扱い、それぞれ届出が必要。

については下表のとおりである。

■石綿濃度測定

（測定対象作業）

条例では、法届出対象の石綿除去等作業のうち、吹付石綿等が50㎡以上使用されている場合の石綿の測定義務は引き続き課している。そのため、法届出対象建材から外れた仕上塗材は、測定義務の対象外となる。

（測定場所）

測定場所について、現行条例は「敷地境界」としているが、改正条例では元請業者が作業を行うために占有した区画の境界である「工事施工境界」に変更した。これは石綿除去作業の作業基準や石綿濃度基準の順守は、発注者ではなく工事の請負者がその責任を負うこと、敷地境界での測定では、工事と無関係の人、例えば発注者である工場従業員や来客等が石綿曝露の被害を受けるおそれがあることなどを考慮したためである。

（発注者への結果の交付）

石綿濃度測定について、測定計画届出は発注者に義務付け、測定の実施については元請業者に義務付けている。発注者においては届出を提出するが、測定結果を知る仕組みになっていなかったことから、改正条例では元請業者に対し、発注者に測定結果の記録を交付することを義務付けた。

おわりに

改正条例は本年7月から施行するが、改正法では来年4月以降事前調査結果の報告の義務化など順次施行されるため関係者の混乱も予想される。大阪府では改正法や条例の周知を適宜行うことで、石綿飛散防止に努めていきたい。

（とくみつ まこと）

国立文楽劇場

設計監理：黒川紀章建築・都市設計事務所

工事監理：建設省近畿地方建設局営繕部

施工：竹中工務店・銭高組共同企業体

(1984年 5 月号)

福井 駿

株式会社銭高組

三宅拓也

京都工芸繊維大学助教

所在地：大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10

敷地面積：4,464㎡ (1,350坪)

建築面積：3,925㎡ (1,183坪)

延床面積：13,211㎡ (3,996坪)

起工：1981年 3 月

竣工：1984年 1 月

規模：地下 1 階、地上 5 階、塔屋 1 階

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造

■文楽の殿堂

1955年に重要無形文化財に指定された人形浄瑠璃文楽は、大阪で発祥し育まれてきた日本を代表する人形芝居である。文楽は、物語を語る「太夫」と、音で物語を奏でる「三味線」、動きで物語を視覚化する「人形」の三業によって構成される。さらに一つの人形は3名の人形遣いによって操演される。こうした世界でも類を見ない複雑な表現が高い芸術性を生み、文楽は長きにわたって愛されてきた。

1684年に竹本義太夫が道頓堀に興した竹本座から始まった人形浄瑠璃は、近松門左衛門による名作の続出で一時は歌舞伎を凌ぐ人気を誇り、豊竹座などいくつもの劇場で興業が行われていた¹。「文楽」というのは、そもそも江戸時代後期に植村文楽軒が博労町の難波神社境内に興した座の名称であったが、これが明治維新後に「官許人形浄瑠璃文楽座」の看板を掲げて松島で興行をおこない、さらに大正に入る頃には唯一の座となったこともあって、人形浄瑠璃を指す言葉としての「文楽」が浸透したという。

明治時代における人形浄瑠璃の黄金期とされる明治後半期に文楽座が開かれていたのは、淡路町の御霊神社境内であった。これは、文楽座を出た座員が難波神社境内に興した彦六座に対抗するために、地の利のよい淡路町へと座を移したためである（御霊文楽座）。御堂筋の南北1kmほどの距離に、人形浄瑠璃のふたつの拠点が位置し、凌ぎを削っていたことになる。しかしながら、こうした時代は長

くは続かず、彦六座は1893年に廃座、後継の座も大正時代には拠点を失った。唯一の人形浄瑠璃の座となった文楽座は興行を拡大していくも、芝居や映画などの大衆娯楽の登場によって次第に経営が困難となる。その結果、1909年に御霊文楽座の経営は演劇興行で勃興した松竹合名会社（現・株式会社松竹）へと譲渡されることとなる。松竹に経営が移ったあとも、火災による劇場の焼失と移転新築（四ツ橋文楽座）、戦災による再びの焼失と再建と、困難に直面しながらも、文楽の拠点は粘り強く維持された。

1948年、文楽座員が生活難を理由に労働組合を結成したことで、翌年には文楽座が三和会（組合系）と因会（非組合系）に分裂し、それぞれに興行を行うようになる。四ツ橋文楽座の興行には因会のみが出演し、三和会は三越劇場のほか地方巡業を続けていった。そうしたなかで、松竹は客席数1000席を誇る道頓堀文楽座を建設して文楽の拠点を移す。しかしながら、業績の不振は悪化の一途を辿り、1962年3月、ついに松竹は文楽の興行権を手放した。こうした状況を打開すべく、国、大阪府、大阪市、NHK（のち放送文化基金）の助成を受けて、1963年1月に財団法人文楽協会（現在は公益財団法人）が設立される。

文楽協会は、大阪と東京の定期公演と地方巡業を行い、文楽の保存と振興を図る。しかし、同会は自前の劇場をもたず文楽はその拠点を失っていたがゆえに、大阪では松竹が所有する朝日座（道頓堀文楽座を改称）を、東



①国立文楽劇場 外観（『建築と社会』1984年5月号、撮影：東出清彦氏、写真④⑥⑩も）

京では三越劇場を借りての公演が続いていた。そのため、文楽協会設立時から文楽専門の劇場を求める声が挙げられた。上方の芸能文化に造詣の深い木津川計によれば、「中之島の阪大跡地に芸能センターを建てよう。いや、知識層の多い大阪北部、たとえば万国博跡地に建設してみても、とか、それよりいっそ朝日座を買収して専用劇場に改築してはどうか、などいろんなプランが語られた」という²。

それだけに1966年に国立劇場が開場し、文楽公演のための公的な拠点が東京に設けられたことは関係者を喜ばせたが³、それでも、大阪の地に劇場を要望する声は根強く、各界を挙げて運動が繰り返されることとなる。そして、1972年に文楽協会が文楽会館設立を要望してから9年の年月を経て、新聞紙上で「文楽の殿堂」と称えられながら、国立文楽劇場は1981年3月に着工へと漕ぎ着けるのである⁴。

■建設の経緯

文楽の専用劇場を求める動きは当初は文楽協会の中から興った。しかし、それを力強く後押し、劇場建設の中心的な役割を担ったのは大阪の財界である。1974年8月、大阪商工会議所は「大阪における国立劇場の設立に関する要望」を文部大臣、文化庁長官あてに提出する。同年10月には、大阪府知事、大阪市長、大阪商工会議所が連名で劇場設立を建議、翌75年1月には在阪経済5団体からも共同で設立の建議がなされた。その後も大阪商工会議所は、文楽協会への国庫補助金の増額や、劇場の基本設計費の予算措置についての要望を重ねることになる⁵。国に要望する一方で、大阪府は独自に府立芸術会館の構想を持ち、関西財界も中之島に芸術センターの構想を練ってもいた。

大阪からの働きかけを受けて、1975年、文化庁に芸術文化専門調査会文楽部門が設置された。同調査会は1977年2月に「文楽の保存・振興について」報告し、同年4月には国立文楽劇場設立準備調査会に発展、建設の具体化が進められていく。1978年7月には同設立準備調査会によって「国立文楽劇場の基本構想（中間まとめ）」が報告され、建設用地が日本橋の旧高津小学校跡地に選定された。人形浄瑠璃の「曾根崎心中」の舞台にもなった生國魂神社から西へ約300m、地下鉄日本橋駅から東に約60mの場所である。

建設計画が具体化されていく一方で、この時期に、文化庁から「基本設計のための準備の業務」が黒川紀章に委託された。黒川は設立準備調査会とともに設計条件を固める。そして、1979年に建設省から劇場の基本設計が黒川に委託され、続いて1980年に実施設計が

委託された⁶。一連の設計業務が黒川に委託された経緯は不明であるが、当時の黒川は文化庁や建設省、建設計画の原動力になっていた大阪商工会議所を中心とする在阪の経済団体とは関わりを持っていた。同じく黒川の基本設計で建設省近畿地方建設局管轄部が建設した国立民族学博物館（1978年竣工）は1971年に文化庁内に置かれた基本構想委員会で検討が進められた。1976年に大阪商工会議所が大阪青年会議所の協賛のもと開催した「大阪都市文化会議1976」に、黒川は、小松左京、司馬遼太郎、梅棹忠夫ら関西にゆかりのある知識人とともに名を連ねている⁷。こうした関係が文楽劇場の建設計画にも影響したのかもしれない。なお、関西の国立施設の建設を担う建設省近畿地方建設局管轄部では、大規模なコンペによって大谷幸夫が選ばれた国立京都国際会館（1966年竣工）をはじめ、吉村順三設計の奈良国立博物館新館（1972年竣工）、横文彦設計の京都国立近代美術館（1986年竣工）など、建築家に文化施設の設計を委託した事例がある。これらは本誌1991年6月号の建設省近畿地方建設局管轄部特集でも紹介されている。

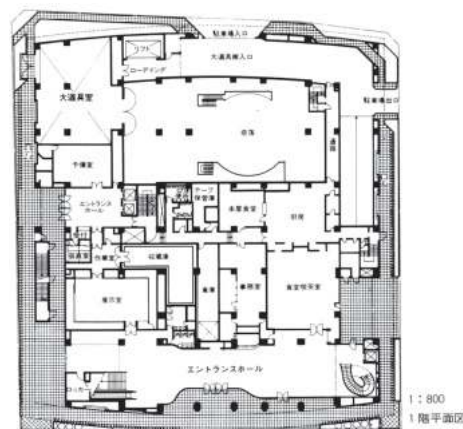
国立文楽劇場の建設工事は1981年3月に着工し、1983年10月に竣工する。新聞紙上で「白と黒を基調に落ち着いた建物の雰囲気は、伝統芸能の本拠にふさわしい」と評されたその劇場は、諸般の準備を整えたのち1984年3月20日の開場式をもって公開された⁸。開場式では人間国宝の竹本越路大夫⁹をはじめ文楽座総出演による「寿式三番叟」が披露され、同月23日からの3日間は国立文楽劇場完成記念事業実行委員会による「上方・芸能まつり」で、文楽に限らず歌舞伎、舞踊、落語などの上方芸能が上演された。同年4月6日から「寿式三番叟」と「義経千本桜」が開場記念公演で催され、連日大入りを記録した¹⁰。一方で、竣工直後の1983年10月には、日本建築協会ほか在阪建築4団体の共催で、太夫の竹本文字大夫（のちの七世竹本住大夫）を招いた見学会も開催されており、文楽界のみならず建築界からも注目されていた様子がうかがえる¹¹。

■建築の概要

国立文楽劇場設立の背景には、文楽を中心とする上方の芸能文化が衰退してゆく状況への危機感があり、同場は大阪における「伝統芸能の情報センター的な役割を持つ劇場」¹²として位置付けられていた。国立文楽劇場設立準備調査会が「基本構想（中間まとめ）」にまとめた「設立趣旨」では、文楽存続のための「抜本的な保存振興策を至急講ずる」ための一つに後継者の養成を挙げ、「大阪ことば



②2階平面図（『建築と社会』1984年5月号）



③1階平面図（『建築と社会』1984年5月号）

を基本とする義太夫節など上方色の濃厚な文楽の技芸習得のためにも養成の場を大阪に移すことが必要」と謳われる¹³。東京に国立劇場ができたことで上演や後継者養成は可能になったものの、実演組織を含めた大阪における芸能文化の保護振興の拠点設置が重要であった。

それゆえに国立文楽劇場には、劇場に加えて、文楽人形の首^{かしら}や衣装、小道具等の製作、修理、保存といった公演を支える機能、技芸員の研修・養成機関としての機能、さらに文楽を中心とする上方芸能に関する資料の収集及び調査研究し展示、公開する機能が要請された。全体は地下1階、地上5階建てで、誰でも入ることができる1階にチケット売り場、展示室と食堂、2階にメインのホールとロビーが配されている。3階以上の中心部はホール上部の吹き抜けで、3階はその周囲に技芸員の稽古研修や一般の各種催しに使用できる小ホールと、文楽関係の衣装や小道具、人形床山のための諸室と資料閲覧室が並び、4、5階には後継者を養成するための研修室と管理部門の事務室が置かれる。地階は駐車場、機械室、大道具室、奈落である。文楽公演を中心に広く上方の芸能を上演するための要求もなされていたため、舞台は文楽のための船底迫りと文楽回しの出語り床を電動昇降



④劇場ホール部分に被さる中央の大屋根
（『建築と社会』1984年5月号）



⑤回廊の天井（福井撮影、2019年）



⑥唐破風を引用したエントランス
（『建築と社会』1984年5月号）



⑦回廊（福井撮影、2019年）



⑧2階ロビー（福井撮影、2019年）



⑨劇場ホール扉の取手（福井撮影、2019年）



⑩劇場ホール（『建築と社会』1984年5月号）

で容易に転換ができるように設計されている。また、歌舞伎公演等でも使用できるように舞台には大小数台の迫りを設けた回り舞台を、客席には電動昇降で設置可能の花道が設けられた。舞台照明や音響設備には、コンピューター制御による当時最新の舞台機構が採用された。

こうした複合的な諸機能を満たすためには、学校跡地といえども敷地面積は決して十分ではなく、「設計サイドからみれば大変に厳しいものであった」という¹⁴。一方で、不十分な面積をはじめ、敷地に課せられた条件は、設計の重要な指針を与えることになる。四周に接する道路が、阪神高速が通る正面側の千日前通を除いて幅員6mの歩道のない道路であったことから、正面とその他の面とで落差のある高さ制限（斜線制限）が存在した。さらに、敷地周縁部には下水管（約3m角のボックスカルバート）が埋設されていたために当該部分には構造荷重を載せることができなかった。こうした制限によって、文楽劇場の形態は次のような操作によって導かれたと分析できる。①広幅員の正面道路による高さ制限が適応される範囲内のボリュームを立ち上げ、低幅員のその他道路による厳しい

高さ制限の及ばない範囲（中心部）に大屋根を乗せた主要ボリュームを配置する。②これらの躯体は敷地境界線からセットバックさせたうえで裳階のように貼り出した屋根を外縁の列柱で支えて回廊を内包する。③高さ制限の厳しい三辺については、回廊の屋根を主要ボリュームまで延長することで下屋部分を大きく確保する。伝統芸能の情報センターとしての劇場に求められた多彩な機能を、敷地から生じる法律とインフラ設備の制約のなかで組み立てることで、文楽劇場は「法的に許される最大限のヴォリュームがそのまま建築的な形態に反映され」ることになり、後述するような「今回の最大の特徴となっている回廊」を外周部に生むことになったのである¹⁵。

■江戸時代文化の引用

このように国立文楽劇場は現代的な要請に機能的に応えた都市建築であった。ここに黒川は、「江戸時代を想起させるさまざまな表象、記号、そして装飾」の引用を散りばめる¹⁶。

黒いタイルと白い目地に覆われた外装とともにまず目につくのは、ファサードを囲うアルミ製の大きな縦格子である。これは竹矢来をモチーフとしたもので、江戸時代の浄瑠璃

の芝居小屋が竹矢来で囲われたものであったことに由来しているという。アルミの縦格子は、裳階のように張り出した屋根（天井面は白いPCコンクリートで漆喰風に仕上げられている）を支えるように敷地境界に沿って並び、建物外壁との間に回廊を形づくる。先に見たように、これは敷地外縁部に構造荷重をのせることができないという敷地上の制約への対処であったが、文楽劇場へのアプローチとして内外をつなぐバッファゾーンとなり、歩道のない狭小な周辺道路を補う公共的な空間を都市に提供する役割を担っていた。

ゆるやかにアールを描く正面外壁に導かれるように回廊を通り、エントランスに到着する人々を出迎えるのは大きな唐破風である。伝統的な唐破風の曲線を抽象化した造形で、破風をアルミ製とし、天井部分はピロティを含めて朱色に塗装された。

黒と白、そしてアルミの鈍い白銀色の外観は、全体でみたときに濃淡の深みある「利休ねずみ」の色となることを意図したものである。黒川は「最も日本的な色使い」として黒と白を取り上げ、国立文楽劇場の色彩計画を行なったが¹⁷、この端的な現れが黒タイルを白目地で仕上げる利休ねずみの外壁であった。

この手法は、同時代に黒川が手がけた国立民族学博物館や石川厚生年金会館（1977年竣工）にも見て取れる。「利休ねずみ」は江戸時代後期の流行色のひとつであり、これもまた江戸時代文化のモチーフの引用であった。外観における引用としては、西本願寺飛雲閣のオマージュというゆるやかな曲線の大屋根、芝居小屋の正面櫓の引用であるファサードの櫓などがある。櫓には抽象化された唐破風がつき猪の目の窓がデザインされた。

江戸時代文化をモチーフとした造形は内部にも現れる。1階エントランスホールは、神社仏閣や城郭建築にみられる格天井と、格天井を縮小投影したような格子模様の絨毯によって、格調の高さを表現している。壁もまた社寺にみられる築地塀をモチーフとして、水平線の重なりが表情をつける。ホール西側の吹き抜けに設けられた階段は、格子に呼応するように直角に折れ曲がり、その手摺も格子戸のようなデザインとなっている。2階にはロビーと劇場ホールがあるが、その手前、階段をあがってすぐの場所にもぎりとゲートが設けられている。自由に入出りできるエントランスホールと観劇空間を隔つこの境界装置は、内側に唐破風の曲線を取り込んだ門型フレームである。象徴化された木戸口は、ロビーから劇場ホールへの入り口にも設けられており、こちらは赤い鳥居を抽象化した朱色の簡潔な門型フレームである。ロビーの内装は1階と同様に格天井と格子模様の絨毯、そして築地塀のモチーフである。さらに築地塀のモチーフはロビーに置かれたソファにも見られる。

桂離宮に用いられた月字型の引手を拡大した取手がつけられた扉を開いて劇場ホールに入ると、ここにも一面の格天井が現れる。壁は下見板張り風のデザインで、手の触れる高さまでは黒色で「粋な黒塀」をモチーフとした¹⁸。座席には江戸で粋とされた着物の柄である棒絛縞を黒川がリデザインした布が張られた。ここに挙げた以外にも、国立文楽劇場には大小様々な江戸時代文化の意匠が黒川の解釈を通して引用されている。なお、国立文楽劇場の開場を記念した対談において太夫の竹本津大夫は、座席数が753席だということに「七五三や、これは縁起がよい」と喜びながら、一方で「国立劇場を純日本建築にして、その前に芝居茶屋を建てたりすれば面白いものになったと思っていたが…」と独自のアイデアを提示しており、黒川の表現については言及していない¹⁹。

■黒川紀章の建築思想

1980年代に黒川は、近代主義が普遍性を追

求したことに對し、いま追求すべき「ポスト近代の建築」は「唯一の価値を表現するものではなく、多様な価値の複合体であり、或いは異質な要素を含んだ秩序である」と述べ、さらにその「差異に対する感受性が意味を発見し、意味を生成させる」と主張する²⁰。そうして提示されたのが、異質なものをそれぞれが帰属していたコンテクストから切り離して包含し、その異質なもののどうしの関係性から新たな意味を生成することに近代を乗り越える活路を見出した「共生の思想」であった。現在のダイバーシティの概念を先取するこの思想を、国立文楽劇場において黒川は、「利休ねずみ」の色と、江戸時代を中心とする日本的な装飾をモザイク的に折衷することで実践しようとした。黒川は、そのデザインの意図を「歴史と現代の接点の中で生きるわれわれの社会や自分自身の生身の存在を表現しつつ、そこに文楽という伝統芸能の育った江戸時代の気分や雰囲気表現したかった」²¹と述べている。さらに、そうした雰囲気を生み出すための異質な要素の間を媒介するものとして「中間領域」に意味を見出した。

国立文楽劇場のファサードを取り巻く回廊は、機能や効率だけでは説明することができない「精神的、哲学的質としての中間領域」を表現したものであったという²²。一方で、もともと外部で用いられる壁の記号によって空間を圍繞している築地塀を引用したロビーや、下見板張り風の黒塀を引用した劇場ホールでも、内外を曖昧にする両義的な中間領域が表現されている。加えて、中間領域としての回廊は「都市計画的に見れば周辺の施設整備にインパクトを与える」意図もあった²³。それゆえに、「いずれこの地域が再開発されて、道頓堀へ通ずるモールが完成すれば、この回廊は有効に使われることになるだろう」という期待が込められていたのである²⁴。

国立文楽劇場の回廊は、黒川による福岡銀行本店（1975年竣工）において実現された、市民に開かれた大きな吹き抜きの広場空間ほどのインパクトには乏しい。それでも、ひとつの建築による都市への積極的な働きかけとして評価できるものであり、建築と都市の関係性を考える際に重要な示唆を与えてくれる。

黒川は中間領域としての公共空間を建築に取り入れることで、異なる建築の集合する都市をより良い環境に導こうとした。そこには、かつて黒川がメタボリズムで示したようなメガストラクチャーによる未来都市の姿は見られない。市民の日常と建築家の想像力との「共生」によって豊かな都市を追求する姿勢は、現在日本各地で進められている本末転倒した再開発への痛烈な批判として私たちの

目には映るのではないだろうか。しかし、黒川が主唱した共生の思想に基づく建築と都市の理想的な一体化が容易ではないことも、国立文楽劇場の回廊が都市に対してあまり効果を発揮できていない現状が証明している。文楽を中心とする上方芸能の保存振興のための根拠地である国立文楽劇場は、ポストモダンの時代に提起され現代においてなお問い続けられている建築と都市との関係性を考える上でも再読したい関西の建築である。

¹ 倉田喜弘『文楽の歴史』岩波現代文庫、2013年。

² 木津川計「〈文楽〉“草の根文化”となり得るか」『大阪人』1983年10月号。

³ 竹本住大夫「なほになほなほ」日本経済新聞社、2008年。

⁴ 「文楽の殿堂 いよいよ着工」『朝日新聞』1981年3月28日（夕刊）、11頁。

⁵ 『大阪商工会議所百年史』大阪商工会議所編集・発行、1979年、891頁。

⁶ 高橋純「国立文楽劇場」『月刊大建協』1983年11月号。

⁷ 註5に同じ。

⁸ 「文楽劇場の発足に当たって（社説）」『朝日新聞』1984年3月20日（朝刊）5頁。

⁹ 浄瑠璃語りの太夫の芸名表記は、それまでの「〇〇太夫」から1953年に豊竹山城少掾の発言で「〇〇太夫」に変更された。のち2016年から再び「〇〇太夫」に戻され現在に至る。本稿では言及した太夫については、それぞれ当時の表記に準じた。

¹⁰ 国立文楽劇場編『国立文楽劇場十年史』日本芸術文化振興会、1994年、20頁。

¹¹ 「日本建築協会会告 国立文楽劇場新築工事の見学と竹本文字大夫にきく」『建築と社会』1983年9月号。

¹² 「建築と社会ニュース 国立文楽劇場（仮称）」『建築と社会』1980年9月号。

¹³ 高橋秀雄「大阪の地に甦る文楽の殿堂—国立文楽劇場の開場—」『月刊文化財』1984年3月号。

¹⁴ 高井實「国立文楽劇場」『建築と社会』1984年5月号。高井は黒川事務所の担当者。かつて村野藤吾の事務所にいた経験を持つ。

¹⁵ 黒川紀章「歴史と現代の共生—国立文楽劇場の設計意図—」『新建築』1984年5月号。

¹⁶ 註14に同じ。なお、ここから挙げる江戸時代文化のモチーフは、黒川、高井による次の説明に基づく。高井實「国立文楽劇場」（『建築と社会』1984年5月号）。黒川紀章「歴史と現代の共生—国立文楽劇場の設計意図—」（『新建築』1984年5月号）。黒川紀章「建築における詩的実践—記号論を超えるもの—」・高井實「設計メモ」（『建築文化』1984年5月号）。

¹⁷ 註14に同じ。

¹⁸ 黒川と高井による建築紹介の文章に散見される「粋な黒塀」は歌舞伎「与話情浮名横櫓」（切られ与三）に基づく春日八郎の流行歌「お富さん」からの引用だろう。

¹⁹ 竹本津大夫・木津川計「国立文楽劇場落成記念対談 文楽そして上方芸能」『オール関西』1984年4月号。

²⁰ 黒川紀章「意味の生成へ」『SD』1989年6月号。

²¹ 註15に同じ。

²² 註14に同じ。

²³ 註14に同じ。

²⁴ 黒川紀章「文楽の劇場と舞台」（『月刊文化財』1984年3月号）。

パーティション取付型 会話補助システム

阿部 寛・中家 諒・藤田敏之

TOA株式会社



はじめに

新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、各事業者は飛沫防止対策としてパーティションの設置を進めている。その一方で、声が聴き取りづらい状況が発生しており、パーティションを介した会話が新たなストレス要因にもなっている現状がある。

本稿では、パーティションによる聴き取りづらさの原因と商品の効果について、音響特性や実験結果から明らかにし、開発経緯とともに商品紹介をおこなう。

感染症対策による音声への影響

まず、マスクやパーティションといった感染症対策による音声への影響についての調査をおこなった。調査方法は、実発話録音による比較と無響室でのインパルス応答測定による音響特性の比較をおこなった。

結果として、特にパーティションにより1kHz以上の音声のエネルギーが大きく減衰していることを確認することができた。

聴き取りづらさの解決

■高音域を補う設計

この課題解決にあたり、単に広い帯域で大きく拡声するのではなく、パーティションの設置により減衰した高音域のみを補正する目的で開発したのが本商品である。商品構成は親機1台と子機2台、親機に信号処理部とアンプ、子機にはマイクとスピーカーが搭載されている。現場での設置スペースには限りがあるため、親機・子機ともにコンパクトな形状とし、親機は手のひらサイズ、子機は縦横6cmほどの大きさで実現した。

また、高音域をメインの再生帯域とすることにより音が広く拡散されないため、窓口などではプライバシーに配慮することもでき、円滑なコミュニケーションをサポートすることができる。

■かんたん取付と仕様実現

現場でのかんたん取付を実現するため、子機の背面にマグネットを内蔵することで子機同士をパーティションに挟み込んで設置できるようにした。(※特許出願中) 二つの子機が非常に近距離で配置されるため、ハウリングを抑制しながら一定の音量レベルを確保することが今回の開発の最難関であった。仕様実現のためには、暗騒音制御、エコー制御、ボイススイッチ制御、イコライジング処理など細やかな調整が必要であり、これらの課題を当社独自の信号処理技術でクリアすることができた。

フィールドテストと改善

本商品はコロナ禍のなかでいち早く市場に展開したいという思いがあり、商品企画から発売まで3か月間の短期間で開発した商品である。神戸市にも協力いただき、まずは構想から最短で作成した実用最小限の試作品にてフィールドテストを複数箇所で行った。現場での使用感やその改善点を素早く抽出することができ、迷いなく仕様改善工程に移れたことが早期の商品リリースに繋がった。

■本商品の効果測定

■音響特性の確認

パーティションに本商品を設置し、適切に音量調整した場合の音響特性を測定した。本商品設置により、パーティションがない場合と同程度の音響特性となっていることを確認した。(図1)

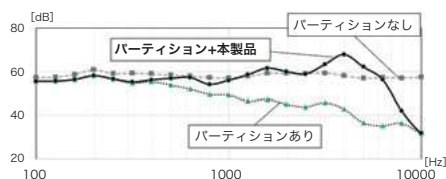


図1 本商品を使用した際の音響特性

■聴取実験

被験者20名に対し日本語単語書き取り実験を実施した。本実験は窓口での聴取環境を想定し、スピーカーおよび被験者位置を図2、実験条件を表1に示すとおりとした。各実験条件で20単語の書き取りをおこなった。実験結果および有意差検定の結果を図3に示す。パーティションにより単語正答率が有意に下がるが、本商品を利用することでパーティションがない条件と有意差がない程度の正答

率となることを確認し、聴き取り改善効果があることを確認した。

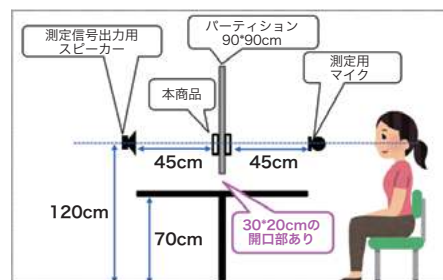


図2 聴取実験用音声の測定環境

音声の条件	a. パーティション無し (生声) b. パーティションあり c. パーティションに本製品を設置
S/N	・ 音声=70dB, 騒音=64dB (騒音が大きい) ・ 音声=70dB, 騒音=58dB (騒音が小さい)
合計	6条件

表1 聴取実験用音声の提示条件

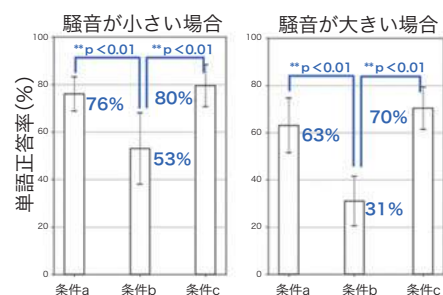


図3 聴取実験結果

■おわりに

当社には創業以来「機器ではなく音を買っていただく」という企業哲学がある。本商品は、このような新しい生活様式において音が果たせる役割がないかを考え、お客様に満足いただける商品を届けたい思いで開発した。

本商品を実際に導入いただいたお客様からは、「会話が伝わらないことに精神的な疲労を感じていたが、この商品のおかげでお客様ときちんとコミュニケーションが取れるようになり、明るく窓口業務をおこなう気持ちが戻りました」という声もいただいている。

この先も企業哲学のもと音の力で世の中に役立てるモノづくりを続けていきたい。

(あべ ひろし、なかいえ りょう、ふじた としゆき)

●阿部 寛

2007年4月にTOA株式会社入社。現在はプロダクトマーケティング部にスピーカー開発に従事。

●中家 諒

2008年4月にTOA株式会社入社。現在は商品戦略室にて音の効果の可視化に従事。

●藤田敏之

2015年4月にTOA株式会社入社。現在は商品戦略室にて商品企画に従事。

住宅復興研究 の25年

神戸大学名誉教授

塩崎賢明

1947年川崎市生まれ。京都大学卒。神戸大学工学部教授、立命館大学政策科学部教授を経て現在に至る。阪神・淡路大震災を契機に復興まちづくり、住宅復興研究に取り組む。インドネシア、中国、台湾、トルコ、アメリカなどの海外災害調査に従事。2007年建築学会賞（論文賞）受賞。日本住宅会議理事長、兵庫県震災復興研究センター代表理事。主著に「住宅復興とコミュニティ」（日本経済評論社）「復興〈災害〉」（岩波新書）など

ここ25年ほど筆者は災害時の住宅復興をテーマとしてきた。そのきっかけは阪神・淡路大震災である。この大震災以前は主として、臨海部の埋立て地・海上ニュータウンの調査研究などに取り組み、ちょうど学会論文を仕上げるために神戸のポートアイランドを訪れた翌日に地震が発生した。当時勤めていた神戸大学は建物被害は軽微であったが学生・職員が犠牲となり、研究者として被害実態の調査や避難所、仮設住宅、災害公営住宅、復興まちづくりなど、さまざまな問題に直面することとなった。また、この時期から国内外で大きな地震が相次ぎ、それらの被災地に訪れる機会も増え、災害復興が大きなテーマとなって今日に至っている。

■阪神・淡路大震災

阪神・淡路大震災にかかわる調査活動で最初に取り組んだのは被災状況調査であった。これは神戸市役所自体が被害を受けていたため、大学・学会で取り組もうということで建築学会近畿支部と都市計画学会関西支部が呼びかけ、近畿一円はもちろん全国から延べ1,000名の学生の参加を得て現地調査を行ったものである。被災地を分けし、各大学が調査を分担した。神戸大学はその拠点となり、調査マニュアルを作り、調査結果のとりまとめを行い、最終的には全壊・半壊・一部損壊・無被害を赤・橙・黄・緑に色分けした被害地図が完成した。

しかしこのデータは2500分の1の地形図に落とし込まれたもので、建物が棟単位でとらえられており、被害戸数がわからないという欠陥があったため、都市住宅学会関西支部が中心となり、住宅地図とつきわけて戸数を読み取る作業をつづけた。こうして出来上がった被災状況のデータは神戸市などが固定資産税台帳をもとに割り出した詳細な数字が発表されるまでの間、唯一の被災状況データとして利用された。

■仮設住宅と災害公営住宅

阪神・淡路大震災の住宅復興は単線型住宅復興と特徴づけることができる。単線型とは公的施策による避難所・応急仮設住宅・災害公営住宅という一つのラインによる復興で、このラインに乗った被災者に対してはそれなりの支援が行われたが、そこに乗らなかった

人々に対してはほとんど支援らしいものがなかったという意味である。実際にはこの単線コースに乗った人々はそれほど多くはなく、公的避難所に行かなかった人々、自力で住宅を再建した人や民間賃貸住宅に入った人々のほうがはるかに多かったのである。

しかし、単線型施策から外れた人々の実態はとらえがたく、研究の焦点は仮設住宅や災害公営住宅に集中することとなった。

応急仮設住宅は鉄骨プレハブ建物で長屋形式、1戸の標準面積30㎡というものが、約4万8千戸建設された。非人間的な避難所暮らしから仮設住宅に入居した被災者は当初は喜んだが、すぐに様々な問題に直面した。まずは、プレハブ建築の居住性の劣悪さで、狭さ、暑さ・寒さ、遮音性の欠如など日常生活が困難であった。当初は単に30㎡の箱が供給されただけであったが、被災者の要求でエアコンが導入され、玄関の踏み台が設置され、やがて集会所などもつくられた。しかしそうした対応では解決できない問題が立地であった。多くの仮設住宅は、被災地から遠く離れた六甲山の裏側や臨海部の埋め立て地などに建設され、市内全域の被災者から抽選で入居した。

そのため、入居者は見知らぬ土地で、震災前の人間関係（コミュニティ）を失った状態で暮らすこととなった。仮設住宅団地には商店などもなく、遠くまで買い物に出かけた高齢の女性が道に迷い雨に打たれて凍死するといった悲劇も発生した。仮設住宅での孤独死は233人にのぼった。

災害公営住宅は鉄筋コンクリート造の高層集合住宅の形で4万8千戸建設された。耐震性ととともに最新の設備も整い比較的家賃も安かったのも、それらの面では被災者に喜ばれたが、立地や入居管理の面では仮設住宅と同様の問題を抱えていた。被災者は避難所、仮設住宅で元の居住地から離れ、災害公営住宅への入居でまたもや人間関係がシャッフルされ、真新しいアパートの中で孤立した生活を送る人も少なくなかった、その結果、今日に至るまで大量の孤独死が発生することとなった（2020年末までの孤独死、仮設住宅と災害公営住宅をあわせて1,475人）。災害公営住宅居住者の調査を繰り返し行ったが、そのたびに付き合いが減っていく状況が読み取れた。

■復興災害

震災が一段落した後も長く尾を引いた孤独死問題は阪神・淡路大震災の復興のあり方にながしかの根本的欠陥があったのではないかという疑念を抱かせ、復興施策の欠陥によって震災後に生じる災厄を「復興災害」と呼ぶこととした。そうしてみると孤独死以外にも、復興災害ととらえるべき問題が様々に存在する。震災で重傷を負って障害者となった人々は正当な支援を受けられずに長らく放置されてきた。

また、借り上げ方式で供給された災害公営住宅に入居した被災者は県や市と民間家主・URとの契約期限が切れるという理由で震災後20年を経て退去を迫られている。借り上げ住宅への入居は本人の希望や選択ではなく行政の都合によるものであり、入居者の多くは借り上げ方式の仕組みを知らされていなかったといった事情もあり、ほとんどが高齢になっている入居者の転居はまさに降ってわいた災難である。

阪神・淡路大震災の復興事業の一大プロジェクトである長田駅南再開発事業も復興災害といえる。この事業は25年にも及び、出来上がった再開発ビルの中はシャッターだらけで、多くの商店主が日々苦しんでいる。

新長田地区は、ケミカルシューズの工場や卸売店舗が多く、商店街が縦横にはりついた住宅・商業・工業の混合地域で、2階建て以下の木造建築が密集する神戸の代表的な下町で、震災では市街地大火によって壊滅状態となった。ここに投入された再開発事業は、いわゆる第2種再開発事業で、管理処分方式をとっており、神戸市が地区内のすべての土地を買収し、44棟のビルを建設する計画であった（面積20ha、総事業費2,700億円）。当初から事業規模が過大であり、この地域にふさわしくないとみられていた。事業終了に際して2020年神戸市は専門家による検証報告書を公表し、問題点も記述されているが、殆どすべてかねてから指摘されてきた事である。

報告書では事業赤字を326億円としているが、これには売れない保留床の処分見込額181億円を収入に組み込んでおり、これを除くと実際の赤字は507億円にのぼる。3層プロムナードは共用部分が増えコスト高に繋がったというが、それ自体は計画段階からわかっていたことである。高度成長型の巨大計画を強

行したことが問題の根本であり、市の施策に協力して早い段階でビルの床を購入した地元商業者は営業不振や自らの店舗床価格の低下、管理費負担などに今なお苦しんでいる。

東日本大震災の復興に取り組む被災者が、今事業を見学して外見上の華やかさとはかけ離れた事情を知り、身の丈に合わない巨大事業の恐ろしさを理解したことはひとつの教訓と言えるかもしれない。

■自力仮設住宅

震災直後の被害実態緊急調査で学生諸君と毎日被災地を歩く中で、被災者がめいめい勝手に、 TENT を張ったり、廃材でバラックを建てたり、あるいは建設現場にあるようなプレハブの建物を作ったりするのを見ようになった。公園の藤棚を屋根にして見事な「住宅」を作っている人もいた。都賀川の河川敷にはブルーシートで作られたうどん屋までできていた。彼らは避難所で寝泊りせず、救援物資だけを受け取りながら、こうした自力のシェルターで過ごしていた。そういう姿を見ながら、これは「自力仮設住宅」ではないかと思ったのである。



コンテナを利用した自力仮設住宅

自力仮設住宅とは、私が勝手に名づけたもので、公式の名称ではない。読んで字のごとく、自分の力で建てた仮設住宅で、次第にこれは重要な意味を持つものであることに気づくようになった。神戸市内の自力仮設住宅に関して、1995年から4回にわたって外観目視による実態調査を行なった。確認できた自力仮設住宅は、1995年2,532棟、1997年2,719棟、2000年1,654棟、2004年844棟である。

自力仮設住宅は、以下の8つのタイプに分類することができる。

①プレハブ：簡易なもの（P1）と、良質の材料でしっかりしているもの（P2）を区別②

スーパーハウス③コンテナ④バラック⑤モービルハウス⑥輸入住宅⑦準恒久住宅⑧テント

準恒久住宅とは、外観上は恒久住宅とさほど違いはないが、1階建てで規模が小さく長期居住が困難と判断され、基礎や外壁材料が簡易といった特徴がある。4回の調査の結果、神戸市内6区で1995年以降2004年までに建設された自力仮設住宅の総量は、3,474+1,019+302で、合計4,795棟であった。この数値はどのような意味を持つだろうか。もっとも大量の調査ができた1997年のデータをもとにして推計してみる。

1997年に存在した自力仮設住宅は、2,719棟で戸数にして2,927戸であった。このうち、専用住宅・併用住宅の合計は、70.1%である。この数値を全体に当てはめると、4,795棟のうち住居系の自力仮設住宅は3,617戸あったということになる。神戸市市街地の全壊戸数は、建築学会・都市計画学会合同調査によると64,189戸であり、住居系の自力仮設住宅3,617戸はその5.6%に当たる。

また、1998年に神戸市が公表した神戸市市街地の全壊・全半焼戸数は42,957戸であり、この数値を用いると、住居系自力仮設住宅は神戸市の住宅全壊世帯の8.4%に当たる。これを持家世帯に限定すると、その割合はいっそう大きくなる。

一方、応急仮設住宅は計48,300戸建設され、そのうち32,346戸が神戸市民向けに提供されたが、住居系の自力仮設住宅は、その11.2%に相当する。すなわち、神戸市内で住宅を失った世帯の5～8%に当たる人々、また応急仮設住宅の11%に相当する人たちが、公的支援もないなかで自力仮設住宅を建設し、その多くが増改築や建て替えを行いながら住宅復興を模索していたのである。自力仮設住宅は資金的に余力のある人たちが可能であったので、逆に言えば、公的支援があれば、さらに多くの人々が応急仮設住宅に向かわず、自力建設を行ったであろうと推測できる。仮設住宅のバリエーションを幅広く考え戦略を立てることの重要性が指摘できる。

■コアハウス

プレハブの応急仮設住宅が唯一の解ではないということを明快に示したのがジャワ島中

部地震（2006年）のコアハウスであった。

コアハウスとは、住宅復興の核として、まず小規模な住宅を建設し、資金ができていくに従って2倍、3倍に増築していく仕組みである。核（コア）を中心にして大きな住宅にしていくので、コアハウスと呼んでいる。



増築されたコアハウス

コアハウスは3m×3mの部屋が2つ、18㎡の住宅で、基礎や柱・梁は鉄筋コンクリート、壁はレンガという補強レンガ造である。建設は近隣の住民が手伝い（8～10人程度）、みなと一緒にになって工事を行う。インドネシアでは、「ゴトンロヨン」といわれる相互扶助の習慣が広く存在しており、1軒の家を助け合って建設するのは、当然のことと考えられている。

コアハウスのデザインは地震から1ヵ月後の2006年7月ごろに地域住民とKKNで活動する学生とガジャマダ大学の討論の中から生まれた。KKNとはインドネシアの大学教育で行われている地域研修で、どの学部 of 学生も卒業までに2ヶ月程度、地域に入って何らかの活動をしなければならない。すべての大学がこの制度を実施しているわけではないが、ガジャマダ大学やジョグジャカルタ市内の多くの大学がこれを導入している。この制度を活用し、土木工学科、建築学科の学生やスタッフが施工の仕組みを図解し、住民への研修や現場監督がなされた。

コア・ハウスは、政府の支援金による復興住宅（POKMAS）に比べると、半分の大きさであるが、NGOなどの支援で建設が早く、避難状態を脱して、一応の仮設居住が可能であり、さらにそれが本格的な住宅になっていく。もとの居住地での仮設居住が恒久住宅に転化するいわば「増殖型仮設住宅」であり、避難・仮設・恒久住宅という各段階における移動やコミュニティの喪失・破壊が生じることがない。日本の応急仮設住宅が従前居住地から遠

く離れ、増改築はおろか建物そのものに手を加えることもできないきわめて硬直的なものであるのに比べて、従前コミュニティが保全される優れた復興方式といえよう。

■東日本大震災—木造仮設とみなし仮設

阪神・淡路大震災以降、住宅復興で大きな前進があったのは東日本大震災である。そのひとつは仮設住宅の多様化で、木造仮設住宅とみなし仮設住宅の登場である。躯体は鉄骨で内装は木造という仮設住宅の例は中越沖地震の柏崎などにあったが、東日本大震災では本格的な木造仮設住宅が大量に建設された。

木造仮設住宅の供給戸数は13,335戸に達し、建設された仮設住宅5万2千戸の4分の1を占める。

木造仮設住宅の先鞭をつけたのは岩手県住田町の取り組みである。住田町はほとんど被害がなかったが、隣接する陸前高田市から被災者が避難してきていた。その状況を見て、3月18日に町は独自の判断で木造仮設住宅の建設を決定し、22日着工、5月2日には第一陣が入居した。この仮設住宅は、29.8㎡の平屋、1戸建てで、外壁に12mm、内壁に30mmの杉板を使いその間に30mmの断熱材をはめこんだがっしりした造りである。

建設費用は1戸当たり270万円（上物価格、外構含め340万円）である。木造・1戸建てであることから、断熱性や遮音性に優れ、木の香りがたどよい、心地よい。当初、住田町の木造仮設住宅は災害救助法の補助金対象にならないとされたが、町はそれでも町の独自予算（3億円）で建設にとりくみ、NPOのモア・ツリーズ（代表：坂本龍一）が資金援助（1.5億円）するなどの経過があった。

地域的にもっとも大量の木造仮設住宅を建設したのは福島県で（6,700戸）、建設された応急仮設住宅の4割以上を占めている。応急仮設住宅の供給は各県がプレハブ建築協会に発注する仕組みになっているが、今回の被害が膨大で仮設住宅の需要も大きかったことから、岩手・宮城・福島の3県では地元業者等に仮設住宅建設を公募した結果、福島県では木造仮設住宅の応募が多く、大量供給となった。福島県の木造仮設住宅には、杉板倉工法

や丸太組み（ログハウス）、木造パネルまでさまざまなバリエーションがあり、県内の設計者と工務店が共同で取り組んでいる。

木造仮設住宅の長所は、断熱性や遮音性などの居住性能がよく、住まい手に取って快適であることが一番だが、他にも地元産の材料を使い、地元の中小工務店が請け負い、地元の人をアルバイトで雇うなど地域経済に循環をもたらす効果がある。

民間賃貸住宅を借上げて仮設住宅として提供する施策（みなし仮設住宅）が大々的に行われたことも、ひとつの前進である。借上げ仮設住宅は阪神・淡路大震災の際にもおこなわれたが例外的存在であった。今回、建設型の仮設住宅よりも多く供給されたが、その要因としては、被災者が自ら見つけて借りた住宅も仮設住宅として認定し家賃が支払われるようにしたことが大きい。

みなし仮設住宅は、もともと仮設建築ではなく恒久建築であり、プレハブ仮設住宅より居住性がよいことはもちろんであるが、自分で居住地を選択できるから、抽選でどこに行くかわからない仮設住宅に比べると、被災者にとってありがたい施策である。借上げ仮設住宅は今後の災害においても重要な役割を担うと思われるが、現状では制度上の問題点も多い。

第1に、民間賃貸住宅の物件が仙台市などの都市圏に集中しているため、被災者がその地域に引き付けられ、被災地離れを促進する。実際、沿岸部の被災地ではどこも人口が流出しているのに対して、仙台市は人口が増加している。一時的な住まいとしてみなし仮設に入ったとしても、生活の利便性、就業機会などの面で次第に都市的な環境になじんだりして、元の被災地に戻らないことも十分に考えられる。

第2に、みなし仮設住宅に入居した被災者の所在をオープンにできないために、ボランティアやNPOの被災者支援活動（支援物資や情報など）が届かないといった問題がある。

第3に、みなし仮設住宅によって、被災地外への転出も可能であるが、府県によっては、公営住宅の空き住戸活用を優先し、借上げ仮設住宅の制度を採用していない。借上げ仮設住宅の仕組みは、民間賃貸住宅等を県が借上げた上で、その物件を被災者に提供するという形をとっている。県が借上げの事務をしな

ければ、被災者には届かないのである。

木造仮設住宅やみなし仮設住宅はその後の熊本地震などでおおいに活用された。

■自力再建支援

これまでのところ被災者が終の棲家を獲得するには災害公営住宅への入居と自力再建という道がある。しかし住まいを失った人々にとって、誰もが望むことはもとの家でもとの暮らしがしたいということだろう。その意味で、住宅復興の目標は、従前の住宅や住環境の回復にあると言っても良い。そう考えると、住宅復興の基本は、被災者が自己決定によって、自分の好みや生活の必要性に合わせた住宅に住むことができる自力再建に置くべきである。

自力再建を推進するには、資金面での支援が欠かせない。現在、自力再建支援制度は、被災者生活再建支援法によって行われている。阪神・淡路大震災の被災者の粘り強い運動によって1998年に制定されたもので、その後2度にわたって法改正がおこなわれ、全壊の場合、基礎支援金100万円、加算支援金200万円で、最高300万円が住宅再建に利用できるようになった。しかし、300万円という額は住宅再建にとってまったく不十分であるし、また半壊以下の場合には支援の対象にならない。

2020年11月によりやく法改正がなされ、損害割合が30%以上の中規模半壊について最高100万円の支援金が支給されることとなった。近年の水害で被害の多くが半壊や一部損壊と認定され、支援の対象にならないために全国知事会等が法改正を強く求めてきたことに対する対応であり、一定の前進ではあるが、なお300万円という支援金の大枠は変わらず大きな問題を残している。

国の支援金が300万円にとどまっていることから、県独自の支援金を加算することが行われてきた。能登半島地震（2007年3月）では、支援金100万円を上乗せし、能登ふるさと型住宅などの独自のメニューによる補助金や、義捐金をも加え、支援金は最高770万円に達した。また、中越沖地震（2007年7月）では新潟県も独自の支援を追加し、650万円に達した。

東日本大震災で、これまでに支払われた被災者生活再建支援金は、20万4千世帯に対して総額3,731億円である（2020年11月30日現

在）。この額は決して大きいものとはいえない。9年間で復興に投じられた31兆円の1%強にすぎず、仮に支援金を倍にしたところで国家財政が破綻するといったレベルの問題にはならない。

■復興まちづくりと住宅再建

東日本大震災では津波による被害が大きく将来においても同様の被害を受ける恐れがあることから、住宅復興はこれまでとは異なる困難に直面した。津波防災地域づくり法が制定され、県が津波シミュレーションを示し、市町村が復興まちづくりの土地利用計画を策定することとなった。津波の危険性が高い地域では住宅建築の禁止や制限を設け、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業などによって、高台・内陸への移転をすすめ、市街地のかさ上げなどが行われた。

被災3県の高台移転にかかわる事業は、防災集団移転事業321地区、区画整理事業50地区（住居系）でおこなわれ、これらによって住宅用地が17,678戸整備された（2020年3月現在、国交省資料）。

復興庁によれば、2012年12月時点で被災3県の災害公営住宅の計画戸数は24,256戸で、移転住宅地の計画戸数は28,060戸であり、集団移転戸数の方が多かった。ところが、その後、集団移転の計画は減少し、2020年12月には災害公営住宅の完成戸数は29,653戸に増加し、集団移転の戸数は18,227戸に減少している。防災集団移転事業は完成までに平均で4年3か月、土地区画整理事業は平均で6年10か月かかったとされている。

東日本大震災の被災者の多くは従前持家世帯であり、まちづくり事業の完成を待てない、あるいは住宅建設の費用が足りないなどの困難さが自宅建設をあきらめ、公営住宅希望を増加させたとみられる。

そして従前地を離れて公営住宅に移り住ん

だものの、加齢とともに亡くなったり介護施設への入所などによって公営住宅の空き家が増加するといった状況が生きている。

被災者の住宅再建はどのように行われたのか。国交省の資料等によれば被災3県の全半壊住宅は約35万戸で、住宅再建のために支給される被災者生活再建支援法による加算支援金の受給者は3県で13.5万世帯であるので、加算支援金を受け取らずに再建した世帯は21.5万世帯となる。他方、防災集団移転促進事業で整備された宅地は8,400戸、区画整理で整備された宅地は9,300戸とされている。また、浸水地域で自治体が買い取った従前の宅地は36,900戸となっている。結局、法による支援金を受けず公的事业にも乗らずに自力で再建した被災者が過半数を占めている。

■住宅復興システムの再構築

これまで住宅復興は、避難所・仮設住宅・恒久住宅という3段階で考えられ、その内容は狭い公共施策だけであったものが徐々にメニューを増やし発展してきたともいえるが、まだ十分とはいえない。

本稿では論じなかった在宅被災者の問題、応急修理制度と支援金制度の関係、みなし仮設住宅の制度整備など、多くの課題を残している。元の居住地でなるべく早く自宅再建できる自力再建の支援制度を充実すべきであり、そのためには、海外の事例等やムービングハウスなど最近の新たな技術を活用し、避難から恒久住宅の獲得に至る一連の過程を総合的にとらえた住宅復興のシステムを早急に構築すべきである。

なお、本稿では扱わなかったが、復興の前段階としての避難段階・避難所のあり方について、雑魚寝やおにぎりといった非人間的な水準を一刻も早く抜本的に改めるべきであることも強調しておきたい。

（しおぎき よしみつ）

住宅復興の全体像

（単位：戸。％は35万戸に対する割合）

被災者生活再建支援金	加算支援金あり			加算支援金なし	
縦前地買取	防災集団移転	区画整理	自力再建	自力再建	公営住宅
買取あり	8,400 (2.4%)	9,300 (2.7%)	24,000 (6.9%)	—	4,500 (1.3%)
買取なし	—		93,300 (26.7%)	185,000 (52.9%)	25,500 (7.3%)

注1) 被災3県の全半壊戸数35万戸、被災者生活再建加算支援金支給世帯13.5万戸

注2) 出所：国交省、市街地復興事業検証委員会資料（R2.6）より筆者作成

1

特別展 ウィリアム・モリス 原風景でたどるデザインの軌跡

芸術家、詩人、作家、思想家、社会運動家など、多彩な分野で活躍したウィリアム・モリス（William Morris 1834—1896）は、19世紀のイギリスを代表する偉人として知られている。モダン・デザインの父とも称され、芸術と生活の統一を目指してモダン・デザインを提唱したアーツ・アンド・クラフツ運動を先導した。本展では、これまで顧みられることのなかったモリスの幼少期や学生時代にはじまり、晩年に至るまで、デザイナーとしてのモリスの生涯を紐解く。モリスの制作活動は「住まい」「学び」「働いた場所」など、その時々環境と深いつながりをもっていた。本展ではモリス自身および彼の仲間たちによるデザイン・工芸作品80点に、写真家・織作峰子氏が撮影したモリスにちなむ風景を組み合わせ、そのデザインの軌跡をたどる。



《柘榴あるいは果実》
デザイン：ウィリアム・モリス
Photo ©Brain Trust Inc.
1866年頃
木版、色刷り（壁紙）75 x 56.5cm
モリス・マーシャル・
フォークナー商会

期 間 6月26日(土)～8月29日(日)

9:00～17:00

※入館は閉館の30分前まで

休 館 日 月曜日（ただし8/9は開館）、8/10

会 場 奈良県立美術館
奈良市登大路町10-6
TEL.0742-23-1700

観 覧 料 一般1,200円、高大生1,000円、小中生800円
*障がい者手帳等をお持ちの方とその介助者1名は無料
*外国人観光客（長期滞在者・留学生を含む）と付添
の観光ボランティアガイドの方は無料

2

サーリネンとフィンランドの美しい建築展

美しい森と湖で知られる北欧の国フィンランド。日本でもファンの多いフィンランドのモダニズムの原点を築いたのがエリエル・サーリネン（1873—1950）である。サーリネンはヘルシンキ工科大学在学中に出会ったゲセリウスとリンダグレンと共同で設計事務所を設立し、1900年パリ万国博覧会フィンランド館の建築が好評を博して、みごとなデビューを果たす。初期の作風は、ナショナル・ロマンティシズムと称される、アール・ヌーヴォーの影響をうかがわせながらも民族の独自の文化的ルーツを表現した建築で、当時、独立を求めているフィンランドの人々を鼓舞させるものであった。



1900年パリ万国博覧会
フィンランド館
ラハティ市立博物館

3人はやがて、静かな自然のなかで暮らしながら協働し、芸術家たちと交流できる理想の生活の場として、ヴィトレスクをつくる。住宅、商業建築、公共建築、駅や都市のデザインと、次第に幅を広げていくサーリネンの設計活動は、20世紀前半の近代化と手を携えていた。その作風は、多様な文化を受け容れつつ民族のルーツを希求した初期のスタイルから、独自の形態を通じて新しいフィンランドらしさを提示しようというモダニズムへと展開する。

本展は、1923年の渡米までのフィンランド時代にスポットをあて、図面や写真、家具や生活のデザインといった作品資料の展示を通して紹介する。つねに革新を求めつつ、自然や風土に根ざし、光と陰影をとりこんで豊かな表情を見せるサーリネンのデザインは、生活のあり方を一歩立ち止まって考え直す時を迎えている今の私たちの心に深く語りかけるだろう。

期 間 7月3日(土)～9月20日(月)まで

10:00～18:00（8/6、9/3は20:00まで）

※入館は閉館の30分前まで

休 館 日 水曜日、8/10—13

会 場 パナソニック汐留美術館
東京都港区東新橋1-5-1
パナソニック東京汐留ビル 4階
TEL.050-5541-8600（ハローダイヤル）

観 覧 料 一般800円、65歳以上700円、大学生600円、
中高生400円
*小学生以下無料
*障がい者手帳等をお持ちの方とその介助者1名は無料

3

木彫り熊の申し子 藤戸竹喜
アイヌであればこそ



《白熊の親子》(部分)、1999年、個人蔵

アイヌ民族の彫りの技術を受け継ぎ、独自の木彫の世界を創造した藤戸竹喜（ふじとたけき・1934－2018）。北海道美幌町に生まれた藤戸は、熊彫りを生業としていた父の下で木彫を始め、1964年、30歳の時に阿寒湖畔に自らの店を構えて独立する。繊細さと野性味をあわせもつその作品は、熊や狼、鹿、フクロウなど、北海道に生息する動物たちの躍動感あふれる姿や、北に生きた先人たちの威厳ある姿を、臨場感豊かに表現している。本展は、藤戸竹喜の生涯にわたる創作活動の軌跡を代表作約80点によってふりかえるものである。

期 間 7月17日(土)～9月26日(日)
10:00～18:00 (金曜日は20:00まで)
※入館は閉館の30分前まで

休 館 日 7/19、8/10、8/16、8/23、9/6、9/13

会 場 東京ステーションギャラリー
東京都千代田区丸の内1-9-1
TEL.03-3212-2485

観 覧 料 一般1,200円、高大生1,000円

*中学生以下無料

*障がい者手帳等をお持ちの方は100円引き、
その介助者1名は無料

本欄掲載の1～3の美術館等の招待券ご希望の方は、電話等で申し込み後、招待券送付用の切手（84円）を日本建築協会事務局までお送りください。

事情により開催内容が変更、もしくは中止となる場合もございますので、会場WEBサイト等で最新情報をご確認ください。

▶石綿飛散防止対策に係る説明会のお知らせ

建築物等の解体等工事に伴う石綿飛散防止規制について、大気汚染防止法では規制対象外であった石綿含有建材（成形板等）の現場や事前調査が不十分なことによる不適正な解体等工事、特定粉じん排出等作業における特定建築材料の取り残しによって、石綿が飛散する事例が確認されたことなどをを受け、令和2（2020）年6月に大気汚染防止法が改正、令和3（2021）年4月に施行された。また、大阪府においても法改正内容を踏まえ、大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正を行った。

そこで、大阪府では、事業者向けに下記の通り石綿飛散防止対策に係る説明会が開催される。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、ウェブ開催となる可能性もあるため、開催の前日に大阪府の石綿対策ページにて開催状況をご確認ください。

インターネットのアクセスが困難な方は、府まで直接お問い合わせください。

【開催日・場所】

令和3年6月7日(月) 泉南府民センタービル 多目的ホール

令和3年6月9日(水) 南河内府民センター 講堂

令和3年6月15日(火) 中河内府民センター 大会議室

令和3年6月17日(木) 堺市職員会館大会議室
(堺市役所本館地下1階)

令和3年6月18日(金) 北河内府民センター 大会議室

令和3年6月24日(木) 三島府民センター 第1会議室

令和3年6月25日(金) 豊能府税事務所 大会議室

【開催時間】

14:30～16:30

【申し込み】

大阪府インターネット申請・申込みサービスより

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/asbestos/jigyousyasetumeikai.html>

※インターネットのアクセスが困難な場合はFaxでの申し込みも可能

【問い合わせ先】大阪府環境管理室大気指導グループ

TEL: 06-6210-9581 FAX: 06-6210-9584

常任理事会

第1回常任理事会

4月28日(水) 17:00~18:50

WEB会議

出席者 設楽会長ほか11名

- 議 事 (1) 2020年度事業報告(案)
 (2) 2021年度事業計画(案)
 (3) 2020年度収支決算見込と2021年度収支予算(案)
 (4) 6/8評議員会・理事会と6/24総会、講演会、表彰式、懇親会の開催方法
 (5) 2021年度役員(理事)の回答状況
 (6) 第40回大阪都市景観建築賞
 (7) 第5回片岡安賞「論考コンクール」のテーマ
 (8) 建築4団体(JIA、土会、事協、協会)共催インターンシップ開催の可否

編集委員会

第1回広告企画・編集合同委員会

4月21日(水) 18:00~19:00

WEB会議

出席者 勝山委員長ほか5名

- 議 事 (1) 5月号特集 WELL COME
 (2) 6月号特集 論考コンクール
 (3) 7月号特集 青年技術者
 (4) 8月号特集 建築計画系(コラボ)分科会特集
 (5) 9月号特集 地下空間の活用可能性と課題(仮)
 (6) その他 ①「建築と社会」活性化の動き ②5月号以降の表紙

第6回建築計画系(コラボ)分科会

4月5日(月) 19:00~21:00

日本建築協会会議室&WEB会議

出席者 樋口幹事ほか16名

- 議 事 (1) 8月号スケジュール
 (2) 委員交代
 (3) 座談会3テーマ案

第7回建築計画系(コラボ)分科会

4月20日(火) 19:00~21:20

WEB会議

出席者 樋口幹事ほか15名

- 議 事 (1) キーワード出し班別会合(前半)
 (2) キーワード調整全体会合(後半)

第1回構造分科会

4月14日(水) 18:00~18:55

WEB会議

出席者 萩原幹事ほか5名

- 議 事 (1) 構造の頁の企画
 (2) 2021年11月特集号の企画

第1回設備分科会

4月7日(水) 18:00~19:40

WEB会議

出席者 橋本幹事ほか9名

- 議 事 (1) 新委員紹介
 (2) 2021年4月号報告
 (3) 2021年8月号特集報告
 (4) 「設備の頁」の企画
 (5) 2021年5月号設備特集の企画

第1回施工材料分科会

4月22日(木) 17:00~18:00

日本建築協会会議室&WEB会議

出席者 山口幹事ほか6名

- 議 事 (1) 新委員紹介
 (2) 2021年8月号特集報告
 (3) 特別編集委員会
 (4) 2021年10月号特集

第1回法令分科会

4月21日(水) 15:00~16:50

日本建築協会会議室&WEB会議

出席者 垣内委員ほか4名

- 議 事 (1) 法令コーナーの企画
 (2) 2021年9月号特集の企画

第1回作品作風小委員会

4月22日(木) 19:00~

WEB会議

出席者 太田小委員長ほか8名

- 議 事 (1) 作品の選定
 (2) 作品の掲載状況、予定
 (3) gallery掲載報告、予定

事業委員会

第1回情報見学小委員会

4月8日(木) 18:00~19:15

WEB会議

出席者 中尾委員長ほか8名

- 議 事 (1) 本年度事業の検討
 (2) その他

出版委員会

第1回出版委員会

4月27日(火) 16:00~16:35

WEB会議

出席者 西委員長ほか7名

- 議 事 (1) 既刊書籍経過報告
 (2) 制作進行中の書籍
 (3) 今後の出版テーマ
 (4) 建築セミナー
 (5) 支部長・各委員長意見交換会報告

教育委員会

第1回大阪府住まい・まちづくり普及協議会

4月16日(金) 10:30~12:00

WEB会議

報告・議題

- (1) 出前講座
 (2) クラウドファンディング
 (3) その他

未来創生プロジェクト

第1回建築次世代委員会

4月27日(火) 18:30~19:35

WEB会議

出席者 菅原委員長ほか7名

- 議 事 (1) 本年度の活動内容の検討
 (2) 映像コンテンツ内容の検討

第1回2040委員会

4月15日(木) 19:30~

PARK Lab. & WEB会議

出席者 駒井リーダーほか5名

- 議 事 (1) 企画内容
 (2) 今後の委員会活動

第1回U-35委員会

4月16日(金) 19:30~

WEB会議

出席者 平岡リーダーほか11名

- 議 事 (1) 活動/予定
 (2) 次回予定/その他

実行委員会

第3回論考コンクール実行委員会

4月14日(水) 19:00~20:35

WEB会議

出席者 吉村実行委員長ほか4名

- 議 事 (1) 第5回コンクール募集要項検討
 (2) 第5回コンクールテーマ設定
 (3) 今後のスケジュール

第4回論考コンクール実行委員会

4月27日(火) 18:30~19:50

WEB会議

出席者 吉村実行委員長ほか4名

- 議 事 (1) 第5回コンクール趣旨文案検討
 (2) 今後のスケジュール

編集委員会(2021年度)

■副会長

川合 智明

■編集担当理事

○勝山 太郎

佐藤 栄一

橋寺 知子

西 博康

菅野 忠司

山田 淳

吉村 英祐

■副委員長

○戸川 勝之

■編集委員

中原 岳夫

■特集小委員会

■計画分科会

★計画系

飯田 匡

鈴木 克彦

△田中 直人

林 雄太

松田奈緒子

守井 辰

吉村 英祐

★建築計画系

桑原 悠樹

下坂 浩和

東 拓郎

△樋口 展寛

瀧田 暁

米山 剛史

渡部 剛

東 一彦

平岡 翔太

★インテリア・住宅系

赤川貴世友

東 奈生子

今井 充彦

高橋 伸明

川合 隆之

河西 孝平

△黒柳 亮

ベリー史子

■構造分科会

宇野 綾真

岡田 健

神子 河澄

岸本 光平

古島 正博

正野 和司

瀧野 敦夫

竹本 孝輔

△萩原 学

向井 洋一

■設備分科会

木谷 晃之

北野 勝也

寺井 千佳

仲村 憲一

夏井 重行

△橋本 直樹

梶井 貴廣

宮崎ひろ志

森山 正和

山口 拓也

茂木麻美子

■施工材料分科会

門野 陽

桜井 和男

秋竹 教行

藤丸 啓一

△山口 紀宏

河合 智寛

吉田 正友

岡田 淑子

吉田 克寿

■法令分科会

太田可奈子

奥山 陽二

垣内 明

△河野 学

■作品作風小委員会

居内 章夫

石井眞由美

稲垣 和江

▲太田 栄治

加嶋 章博

菊池 浩輔

貴志 泰正

倉瀬奈千子

澤田 純一

高木 秀晃

鞆野 淳司

西田 佳代

藤原 寛

平野 尉仁

増田 敬彦

■広告企画小委員会

小川 雄介

金築 雄

小山 昭

野山 将男

藤田 昌宏

▲前田 衛

山辻 直樹

(順不同)

○委員長

○副委員長

▲小委員会委員長

△幹事

印刷 2021年5月27日

発行 2021年6月1日

発行人 一般社団法人日本建築協会

大阪府中央区大手前1-7-31

電話 06-6946-6981

印刷所 ㈱中島弘文堂印刷所

定価 1254円(税込)

©「建築と社会」誌の記事の無断転載を禁じます

**お客様の抱える問題やニーズに
より速やかに、より丁寧に対応できるように**

企画・デザイン、制作、製版、印刷

株式会社 中島弘文堂印刷所

本 社 〒537-0002 大阪市東成区深江南2丁目6番8号
TEL.06-6976-8761 / FAX.06-6976-8765

東京支社 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目4-2 風雲堂別館ビル2階
TEL.03-3526-5580 / FAX.03-3526-5582

<http://www.n-kobundo.co.jp/>

地球環境を守り、100年建築に貢献する

NACL のアルミ表面処理

株式会社 日本電気化学工業所

<http://nacl.jp> E-mail: sc@nacl.co.jp

本部営業部 〒560-0036 大阪府豊中市蛍池西町2丁目7番26号 NACLビル2階

TEL (06)6843-1235(代) FAX (06)6853-1632

東京事務所 〒111-0051 東京都台東区蔵前2丁目6-7

TEL (03)3862-0978(代) FAX (03)3862-7098

年間広告のご案内

会誌「建築と社会」では、後付部分に
広告スペースを設けております。

1年を通じて、社名広告を掲載されませんか？

掲載期間：4月号～翌年3月号までの1年間

掲 載 料：48,000円（消費税込み）

サ イ ズ：1/12頁（タテ40mm×ヨコ90mm）

※毎月掲載誌をご送付します。

※原稿は1年間同じ原稿を使用します。

お問い合わせ先

一般社団法人 日本建築協会 内山・井筒

TEL：06-6946-6981 FAX：06-6946-6984 E-mail：koukoku@aj.or.jp

主催 日本建築協会

2021年度

第67回工高生デザインコンクール

設計課題

『新しい』 オフィス

課題の趣旨

ひとつの場所に集まって働くスタイルが生まれたのは、18世紀後半から始まる産業革命が起源とされています。それから200年以上かけてオフィスに集まって働くスタイルが定着してきましたが、今日そのオフィスの在り方に、大きな転換期が訪れようとしています。

昨年来、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、それまで当たり前で過ごしていた日常が大きく変わり、多くの人々が働くオフィスには、働き方そのものにも変革が求められています。

これまでの対面型の働き方は、雑談から思わぬアイデアが浮かんだり、環境が整っている場で集中して仕事が出来たりするという大きなメリットがあります。



一方、IT技術の進歩と相まって、ワーケーションやテレワーク、地方都市のオフィスなどを活用した働き方の変革は時間や場所の制約がなく業務を遂行できるようになり、通勤による移動の減少に伴い、環境負荷を低減できる可能性も見出されています。

新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、従来の職場としてのオフィスを見直し、時代の要請につながる新しいオフィスを考えることは今後、大変重要になってくると考えます。

新たな働き方とは何か、新たなコミュニケーションとは何か、それを行う「新しい」オフィスとはどのような場なのか、既存概念にとらわれない、新たな「未来」を提案してください。

設計条件

1. 建物の目的: 既成概念にとらわれない「新しい」オフィスの提案（新築のほか、従来の建物の再利用も可能）。
2. 敷地: 敷地の大きさ形状とも自由とし、具体的な敷地を設定する。
3. 規模: 延べ面積、構造、階数は自由とする。
4. 所要室: 使用方法を想定し、必要と思われるスペースを適宜設ける。

所要図等

1. 設計説明: 設計意図を表すサブタイトルを必ずつけること。設計趣旨（使い方、立地、周囲の状況等についての説明を含む）を記入すること。
2. 建築概要: 必要に応じて敷地面積、建築物の構造、階数、各階床面積および建築面積、延べ床面積などを示す。
3. 敷地周辺図: 敷地周辺の環境や状況を示す。縮尺を明示する。
4. 配置図: 敷地における建物の位置、道路との関係、方位、縮尺を明示する。
5. 平面図: 室名、寸法を記入する。オフィス空間のレイアウトを図示する。縮尺を明示する。
6. 立面図: 縮尺を明示する。（2面以上）
7. 断面図: 室名、寸法を記入する。縮尺を明示する。（1面以上）
8. 透視図等: 設計意図が最も反映するところを表現する。透視図は手描きによる作図を原則とするが、コンピュータグラフィックス、模型写真に代えてもよい。その他必要とされる手描きの図面は加えてもよい。
9. その他: 応募図面には、氏名や学校名、マークなど応募者を特定あるいは類推できる内容は記載しないこと。

応募条件

1. 用紙: 用紙はケント紙などの厚手の製図用紙A1判（594mm×841mm）1枚を使用し、直接描くこと。トレーシングペーパーと裏打ち用紙の重ね使用や図面のパネル化は認めない。
2. 仕上げ（作図、文字）: 所要図等は手書きによる鉛筆仕上げとする。ただし、色鉛筆による着色は可。また、所要図等のうち、透視図（コンピュータグラフィックスも含む）、模型写真のほか、設計説明を補完する図や写真などは用紙に貼り付けてもよい。なお、製図用紙への図表等の印刷出力など上記以外の仕上げは禁止する。

審査員（50音順・敬称略）

審査員長 神谷 浩司／株式会社大林組大阪建築設計部担当部長
 審査員 惠本涼太郎／株式会社建設計設計部門ディレクターアーキテクト
 小笠原絵理／周工作舎一級建築士事務所代表
 岸下 真理／Atelier KISHISHITA共同代表
 中原 岳夫／株式会社安井建築設計事務所設計部部長

平岡健太郎／株式会社竹中工務店大阪本店設計部グループ長
 藤木 庸介／滋賀県立大学人間文化学部生活デザイン学科教授
 前田 茂樹／ジオグラフィック・デザイン・ラボ代表取締役
 松下 典央／株式会社昭和設計ソリューション部部長
 宮本 雅弘／株式会社東畑建築事務所設計部部長

このコンクールは、高校生の設計技能の向上を目的とし、昭和30（1955）年より毎年テーマを変えて開催しています。

3. 応募資格: 2021年4月現在、高等学校在籍もしくは高専、専修学校の高等課程の生徒で、個人または共同（3人まで）で制作したものとする。

応募方法

1. 応募書類に、学校名・所在地・学年・氏名（ふりがな）を記入の上、封筒に入れ密封し、製図用紙の裏に貼りつけること。（応募書類が足りない場合は協会ホームページ（<http://www.aaj.or.jp>）からダウンロードしてください。また封筒の貼り付けは、封筒がはがれない程度で、簡易にテープ止め等で結構です。図面を破損する恐れがありますので、糊のベタ塗りはいししないでください。）
2. 応募作品は学校を通じて提出すること。

締切期日

2021年9月30日（木）の消印、あるいは受付印のあるものをもって締め切る。

送付先

〒540-6591 大阪市中央区大手前1丁目7番31号 OMM7階
 一般社団法人日本建築協会 第67回工高生デザインコンクール係
 TEL: 06-6946-6981 FAX: 06-6946-6984
 E-mail: jigyoka@aaj.or.jp
 ホームページ: <http://www.aaj.or.jp>

入選作品の数および賞

1. 入選作品は10点とする。
 2. 入選作品のうちから最優秀賞1点、優秀賞2点を選ぶ。
 3. 最優秀賞・優秀賞作品には、賞状および表彰盾を贈り、その他の入選作品には、賞状を贈る。
 4. 応募者全員に参加賞を贈る。
- ※入選作品の著作権は本会に属する。

入選者発表および表彰式

審査の結果は、各学校ならびに本人に通知するほか、本会の会誌「建築と社会」11月号に発表し、入選作品は翌年1月号に掲載する。表彰式は、2021年11月13日（土）に行う。